

## 10 各国の資源生産・需要の推移

### <粗鋼>

1993年以降、日本の粗鋼生産量は1億トン前後で横ばいに推移しているのに対し、中国の粗鋼生産量は増加している(図1)。

日本においては、粗鋼生産量を消費量が上回っているが、中国をはじめとするその他の国においては、粗鋼消費量が生産量を上回っている。

### <アルミニウム>

中国のアルミニウムの一次地金生産量と消費量は増加傾向にあり、1993年から2001年にかけて、一次地金生産量は1,255千トンから3,446千トンに、消費量は1,318千トンから3,567千トンに増加している。また、1995年以降消費量が生産量を若干上回って推移している(図2)。

### <銅>

中国における2001年の銅需要量は3,739千トン、スクラップの輸入量は650千トンである(図3)。

(社)日本メタル経済研究所は、中国における銅需要は今後も増加すると予測している。また、スクラップ輸入量についても引き続き増加すると見込んでいる。

### <石油化学製品>

中国では、各石油化学製品に関して消費量と生産量の乖離が見られる。エチレン系誘導品に関しては、2002年の生産量が6.0百万トンに対して、需要量が13.5百万トンであり、需要量が7.4百万トン<sup>1</sup>上回っている(図4)1。プロピレン系誘導品に関しては2002年の生産量が5.6百万トンに対して、需要量が8.3百万トンであり、需要量が2.8百万トン<sup>2</sup>上回っている1(図5)。PET樹脂の原料となるPTAについては、2002年の生産量が2.0百万トンに対して、需要量が6.3百万トンであり、需要量が4.3百万トン上回っている<sup>1</sup>(図6)。

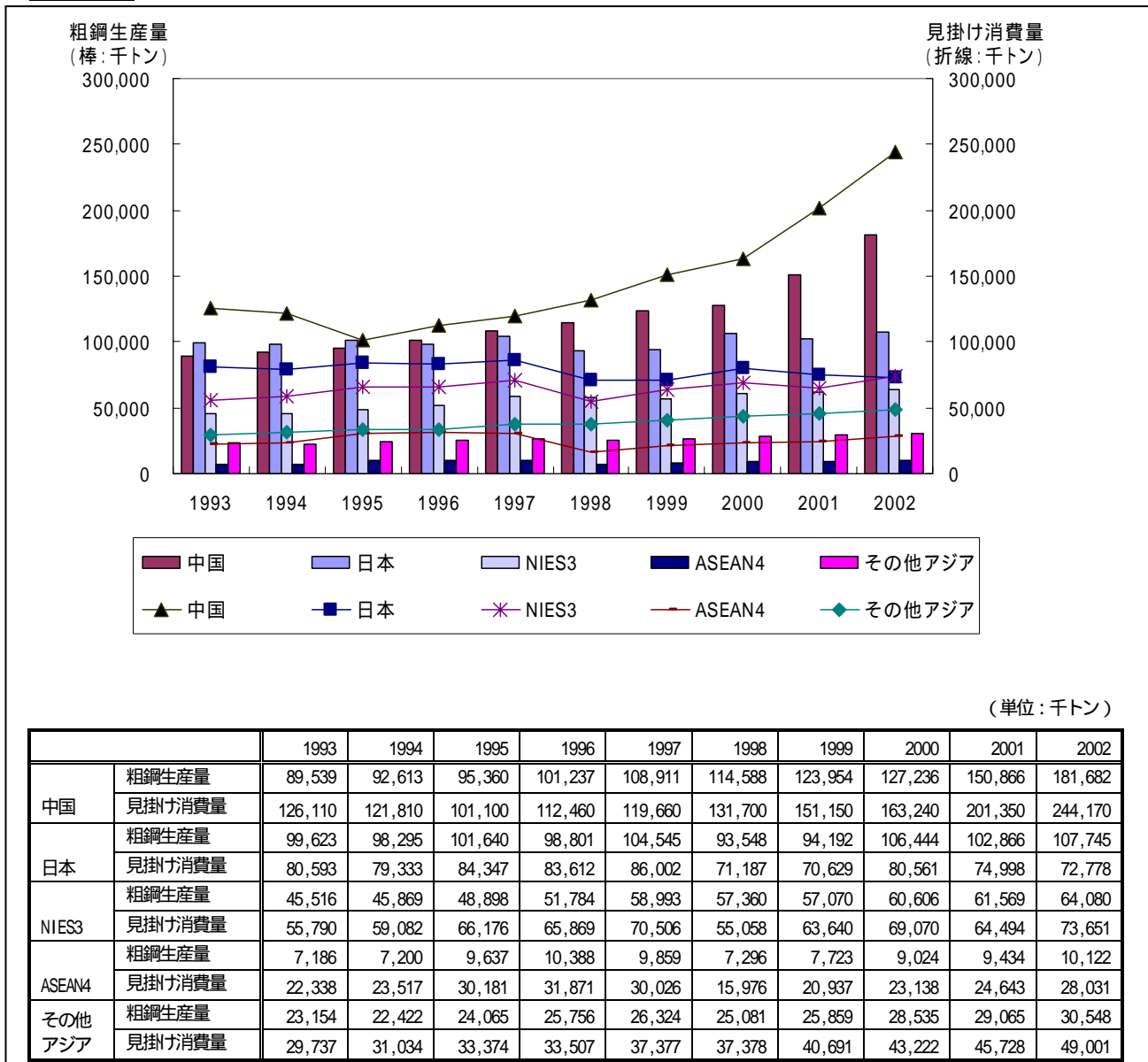
アジア諸国においては、2008年まで石油化学製品の生産量及び消費量の増加が見込まれている。また、中国においては各製品の生産量と需要量の差がさらに拡大することが見込まれている。

1：四捨五入の関係上7.4百万トンになる

2：四捨五入の関係上2.8百万トンになる

出所：1. 経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向」、2004年3月

<粗鋼>

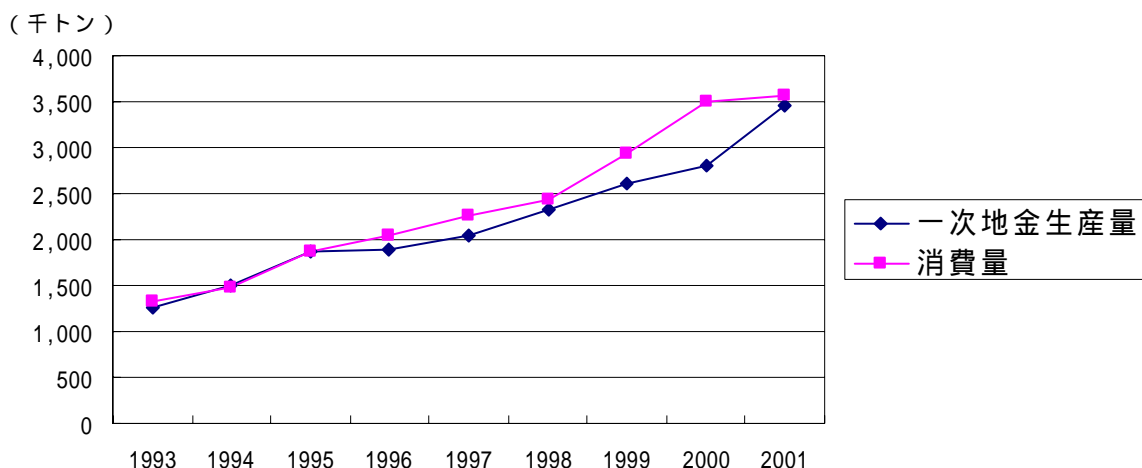


(単位:千トン)

出所: INTERNATIONAL IRON AND STEEL INSTITUTE, "Steel Statistical Yearbook 2003", 2004年

図1 アジア粗鋼生産量・見掛け消費量の推移

## <アルミニウム>



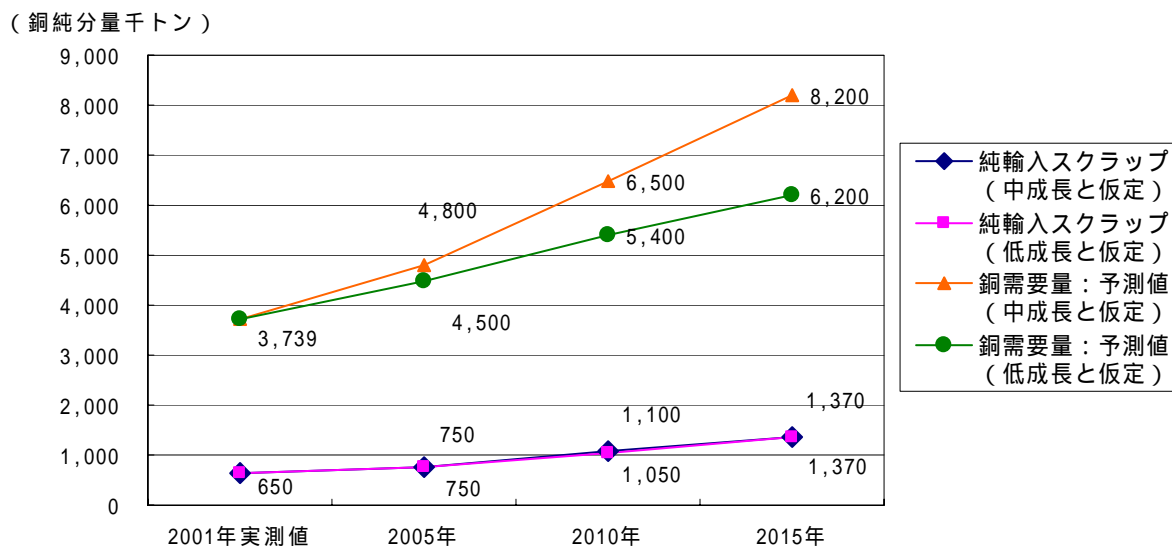
(単位: 千トン)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
ポーキサイト輸入量	96	134	92	213	137	149	243	404	321
一次地金生産量	1,255	1,498	1,870	1,901	2,035	2,336	2,598	2,794	3,446
地金輸入量	166	169	390	367	289	307	534	914	530
地金輸出量	68	131	209	116	253	331	207	209	409
消費量	1,318	1,484	1,875	2,033	2,260	2,425	2,926	3,499	3,567

出所: World Bureau of Metal Statistics 「World Metal Statistics December 1997, January 2000, January 2003」

図2 中国のアルミニウム生産量・消費量の推移

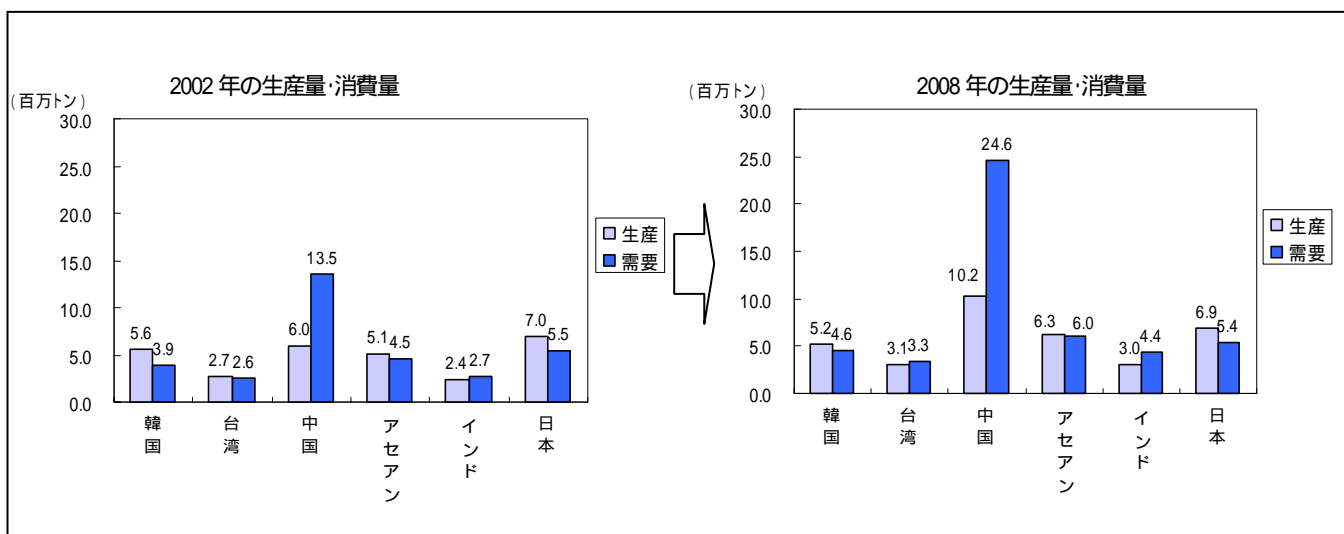
## <銅>



出所: (社)日本メタル経済研究所、「躍進する中国銅産業と原料問題 - 銅鉱石、スクラップ及び銅地金の現状と予測」(2003年6月)より作成

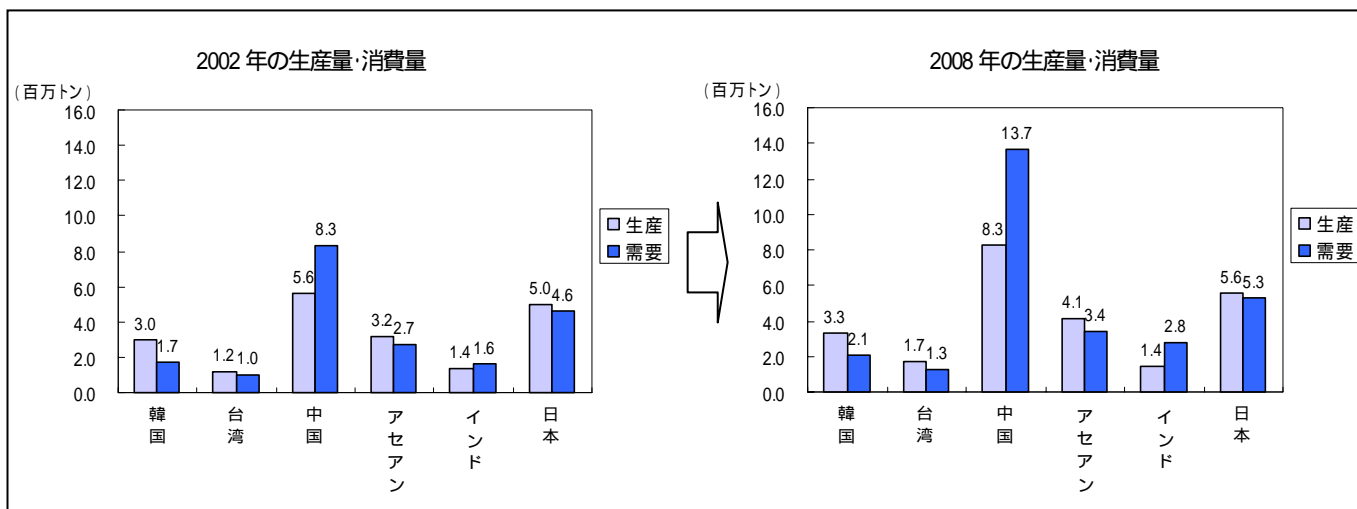
図3 中国における銅需要量の予測

## <石油化学製品>



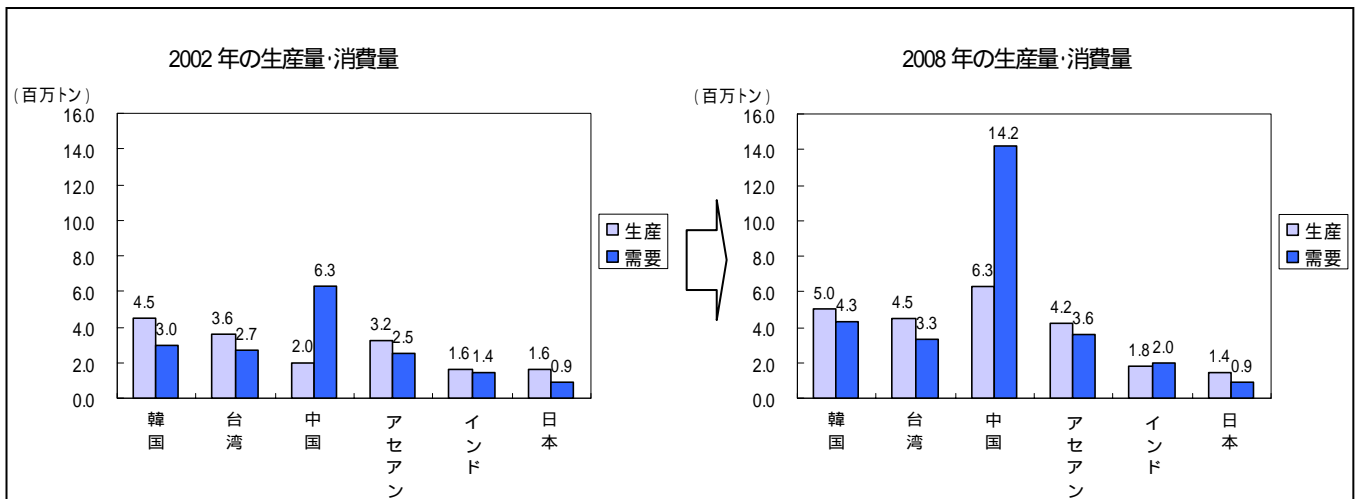
注：エチレン系誘導品とはLDPE,HDPE,SM,PVC,EG等(図中の数字はエチレン換算した数値)  
 出所：経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向」、2004年3月より作成

図4 エチレン系誘導品の生産・需要の推移



注：プロピレン系誘導品とはPP,AN等(図中の数値はプロピレン換算した数値)  
 出所：経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向」、2004年3月より作成

図5 プロピレン系誘導品の生産・需要



注：PTAとは、高純度テレフタル酸（ポリエステル繊維、PET樹脂、PETフィルムなどの主原料）を指す。  
 出所：経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向」、2004年3月より作成

図6 世界のPTAの需給バランス

## 1.1 各国の循環資源の輸入状況

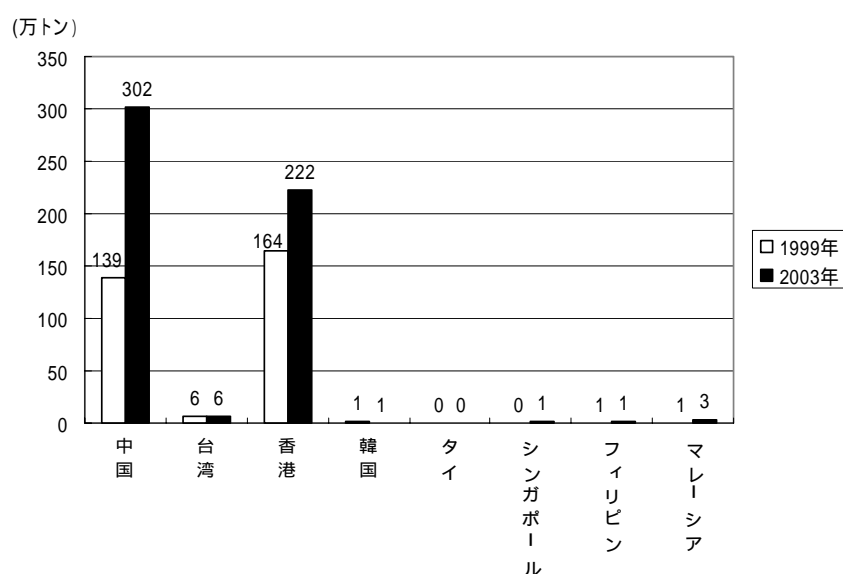
### <プラスチックくず>

2003年における年間総輸入量は中国が最も多く、302万トンにのぼる。次いで、香港が222万トンとなっている。なお、香港に輸入されたプラスチックくずのうち、約半分は中国へ輸出されている(図1、表1)。

輸入量の多い中国および香港における2003年の輸入量は、1999年と比べて1.4~2.2倍に増加している(図1)。

シンガポールとマレーシア以外のアジア各国では、上位輸入元の5位以内に日本が入っている(表1)。

### <アジア各国におけるプラスチックくずの輸入量>



注：輸入量には、プラスチックのくず（HSコード3915）の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

図1 1999年と2003年のプラスチックくずの輸入量

### <アジア各国におけるプラスチックくずの輸入元の国別上位5ヶ国>

表1 プラスチックくずの輸入元（2003年）

	1位	2位	3位	4位	5位	総輸入量
中国	香港 994,179 (40%)	シンガポール 416,814 (17%)	日本 330,977 (13%)	アメリカ合衆国 267,882 (11%)	カナダ 229,080 (9%)	3,024,087
台湾	日本 45,209 (71%)	アメリカ合衆国 6,715 (11%)	タイ 1,823 (3%)	ドイツ 1,488 (2%)	オランダ 1,243 (2%)	63,331
香港	アメリカ合衆国 589,085 (27%)	日本 488,472 (22%)	オランダ 185,096 (8%)	ドイツ 149,113 (7%)	UK 137,660 (6%)	2,221,068
韓国	日本 2,957 (44%)	フィリピン 1,173 (17%)	アメリカ合衆国 512 (8%)	インドネシア 368 (5%)	中国 358 (5%)	6,769
タイ	日本 367 (48%)	マレーシア 181 (24%)	バングラディッシュ 132 (17%)	タイ 40 (5%)	シンガポール 21 (3%)	757
シンガポール	マレーシア 2,753 (29%)	中国 1,689 (18%)	モロッコ 1,285 (13%)	オーストラリア 991 (10%)	イタリア 767 (8%)	9,571
フィリピン	ドイツ 6,260 (74%)	シンガポール 672 (8%)	日本 378 (4%)	オランダ 304 (4%)	韓国 286 (3%)	8,472
マレーシア	韓国 11,675 (42%)	シンガポール 2,293 (8%)	ベルギー 2,218 (8%)	インドネシア 1,904 (7%)	ドイツ 1,751 (6%)	27,809

注1：上段は輸入元の国名、下段は輸入量（トン）と総輸入量に占める割合（%）である。

注2：輸入量には、2003年のプラスチックのくず（HSコード3915）の数値を用いた。

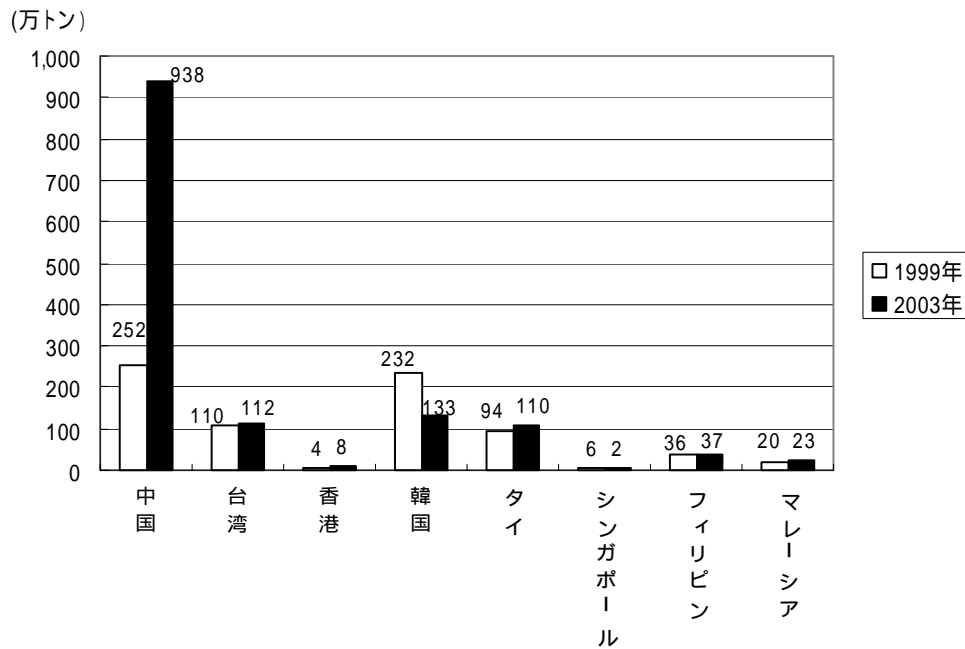
出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

## <古紙>

輸入量は中国が最も多く、2003年には年間938万トンが輸入されている。(図2)。中国の2003年の輸入量は1999年と比べて、約3.7倍となっている。一方、韓国の2003年の輸入量は1999年と比べて40%程度減少している(図2)。

日本は、タイの輸入元として1位、中国、台湾、フィリピンの輸入元として2位、香港、韓国の輸入元として3位である(表2)。

## <アジア各国における古紙の輸入量>



注：輸入量には、古紙（HSコード4707）の数値を用いた。  
出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

図2 1999年と2003年の古紙の輸入量

## <アジア各国における古紙の輸入元の国別上位5ヶ国>

表2 古紙の輸入元（2003年）

	1位	2位	3位	4位	5位	総輸入量
中国	アメリカ合衆国 5,769,528 (61%)	日本 948,046 (10%)	香港 687,830 (7%)	オランダ 385,443 (4%)	UK 361,371 (4%)	9,382,243
台湾	アメリカ合衆国 372,168 (33%)	日本 297,096 (26%)	ドイツ 250,018 (22%)	オランダ 108,160 (10%)	UK 28,799 (3%)	1,121,455
香港	ベルギー 17,452 (22%)	オランダ 13,720 (17%)	日本 8,058 (10%)	UK 7,613 (9%)	アメリカ合衆国 7,275 (9%)	80,355
韓国	アメリカ合衆国 1,060,572 (80%)	オランダ 73,663 (6%)	日本 62,342 (5%)	UK 35,949 (3%)	ドイツ 25,117 (2%)	1,326,564
タイ	日本 464,991 (42%)	アメリカ合衆国 444,203 (40%)	シンガポール 33,595 (3%)	ドイツ 26,438 (2%)	マレーシア 24,358 (2%)	1,098,718
シンガポール	UK 12,583 (52%)	マレーシア 4,186 (17%)	ブルネイ 1,440 (6%)	フィリピン 1,063 (4%)	仏領ポリネシア 714 (3%)	23,974
フィリピン	アメリカ合衆国 72,669 (19%)	日本 58,932 (16%)	香港 46,093 (12%)	韓国 43,482 (12%)	オランダ 38,288 (10%)	374,549
マレーシア	シンガポール 103,792 (45%)	UK 43,205 (19%)	オーストラリア 19,107 (8%)	ニュージーランド 15,945 (7%)	オランダ 8,790 (4%)	229,891

注1：上段は輸入元の国名、下段は輸入量（トン）と総輸入量に占める割合（%）である。

注2：輸入量には、2003年の古紙（HSコード4707）の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

## <鉄くず>

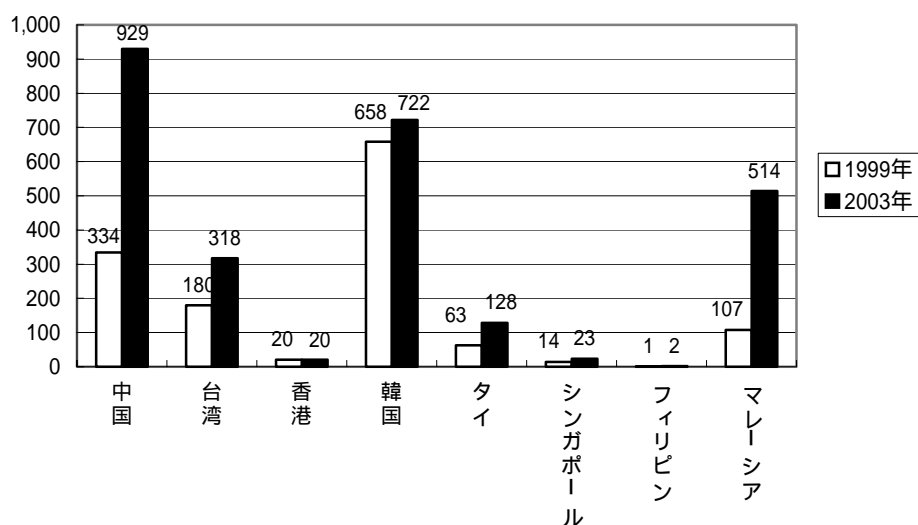
年間総輸入量は中国が最も多く、2003年は929万トンである。次いで韓国が722万トンとなっている。ただし、この韓国の輸入量は2002年の数値である(図3)

中国の2003年の輸入量は、1999年の約2.8倍に増加している。また、マレーシアの2003年の輸入量も1999年度に比べ約4.8倍に増加している(図3)。

日本は、台湾及び香港の輸入元として1位、韓国の輸入元として2位、中国、マレーシアの輸入元として3位となっている(表3)

## <アジア各国における鉄くずの輸入量>

(万トン)



注1：韓国のみ1999年と2002年の輸入量を示している。

注2：輸入量には、鉄鋼のくず及び再溶解用のインゴット(HSコード7204)の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリーWorld Trade Atlas データベースより作成

図3 1999年と2003年の鉄くずの輸入量

## <アジア各国における鉄くずの輸入元の国別上位5ヶ国>

表3 鉄くずの輸入元(2003年)

	1位	2位	3位	4位	5位	総輸入量
中国	アメリカ合衆国 2,687,591 (29%)	香港 1,646,363 (18%)	日本 1,394,520 (15%)	カザフスタン 1,119,221 (12%)	ロシア 567,572 (6%)	9,293,782
台湾	日本 865,786 (27%)	ロシア 572,341 (18%)	フィリピン 481,486 (15%)	アメリカ合衆国 296,409 (9%)	UK 244,825 (8%)	3,176,810
香港	日本 59,387 (29%)	中国 44,952 (22%)	アメリカ合衆国 29,386 (15%)	台湾 21,272 (11%)	マカオ 8,786 (4%)	201,763
韓国 (2002年)	アメリカ合衆国 2,414,511 (33%)	日本 1,948,980 (27%)	ロシア 1,118,009 (15%)	フィンランド 426,696 (6%)	ウクライナ 366,372 (5%)	7,221,415
タイ	アメリカ合衆国 726,532 (57%)	カナダ 87,427 (7%)	オーストラリア 79,486 (6%)	ベルギー 71,645 (6%)	コロンビア 41,319 (3%)	1,279,889
シンガポール	フィリピン 124,915 (53%)	スウェーデン 50,894 (21%)	ポーランド 27,668 (12%)	日本 12,522 (5%)	マレーシア 9,094 (4%)	234,289
フィリピン	中国 11,859 (62%)	シンガポール 1,485 (8%)	台湾 1,217 (6%)	日本 1,032 (5%)	香港 771 (4%)	19,260
マレーシア	シンガポール 1,995,341 (39%)	アメリカ合衆国 622,583 (12%)	日本 600,473 (12%)	南アフリカ 461,172 (9%)	UK 460,759 (9%)	5,136,917

注1：上段は輸入元の国名、下段は輸入量(トン)と総輸入量に占める割合(%)である。

注2：輸入量には、2003年の鉄鋼のくず及び再溶解用のインゴット(HSコード7204)の数値を用いた。ただし韓国の輸入量は2002年の数値を用いている。

出所：JETRO ビジネスライブラリーWorld Trade Atlas データベースより作成



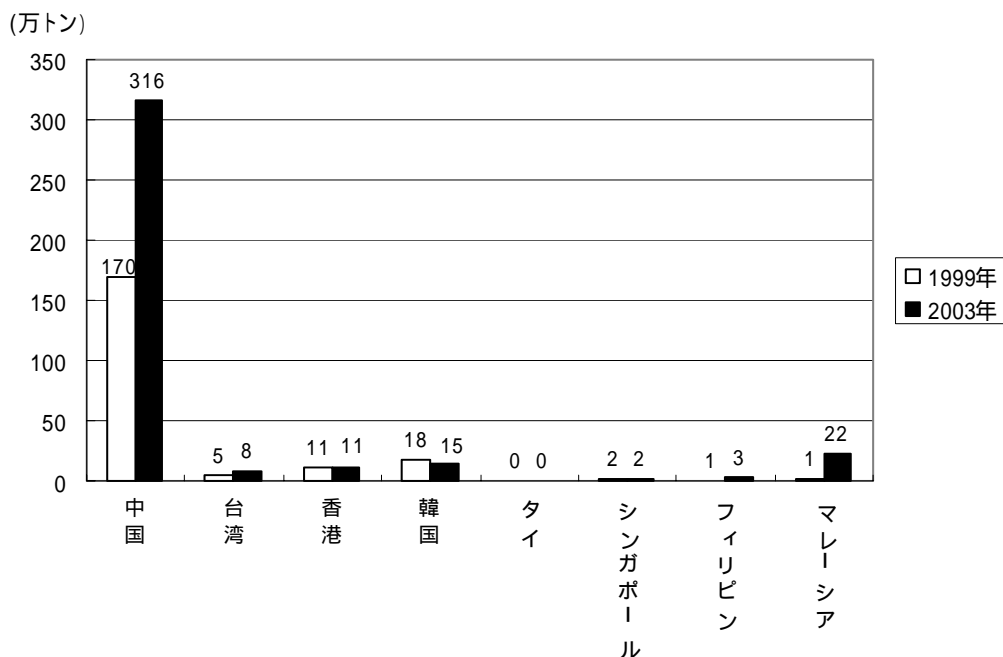
## <銅くず>

中国の輸入量が最も多く、2003年の年間総輸入量は316万トンである(図4)。

中国の2003年の輸入量は、1999年の約1.9倍に増加している。また、マレーシアの2003年の輸入量も1999年に比べ約22倍に増加している(図4)。

日本は、中国の輸入元として1位、香港の輸入元として3位である(表4)。

## <アジア各国における銅くずの輸入量>



注：輸入量には、銅くず（HSコード7404）の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

図4 1999年と2003年の銅くずの輸入量

## <アジア各国における銅くずの輸入元の国別上位5ヶ国>

表4 銅くずの輸入元（2003年）

	1位	2位	3位	4位	5位	総輸入量
中国	日本 1,300,442 (41%)	アメリカ合衆国 612,716 (19%)	香港 299,100 (9%)	ベルギー 131,042 (4%)	韓国 123,634 (4%)	3,162,432
台湾	アメリカ合衆国 21,162 (26%)	中国 16,718 (21%)	タイ 5,002 (6%)	南アフリカ 4,072 (5%)	UK 3,511 (4%)	80,958
香港	中国 30,667 (28%)	アメリカ合衆国 17,481 (16%)	日本 11,558 (10%)	マレーシア 8,187 (7%)	シンガポール 7,967 (7%)	111,134
韓国	アメリカ合衆国 58,369 (38%)	南アフリカ 14,987 (10%)	香港 11,400 (7%)	フィリピン 8,323 (5%)	マレーシア 6,390 (4%)	153,164
タイ	アメリカ合衆国 1,763 (37%)	メキシコ 758 (16%)	シンガポール 731 (15%)	ドイツ 645 (14%)	マレーシア 500 (11%)	4,757
シンガポール	マレーシア 9,360 (51%)	タイ 3,122 (17%)	サウジアラビア 1,118 (6%)	フィリピン 1,039 (6%)	チリ 997 (5%)	18,531
フィリピン	オーストラリア 17,849 (57%)	インド 7,531 (24%)	シンガポール 1,769 (6%)	タイ 1,754 (6%)	日本 772 (2%)	31,197
マレーシア	インドネシア 122,546 (56%)	アラブ首長国連邦 44,866 (21%)	シンガポール 41,029 (19%)	台湾 4,575 (2%)	サウジアラビア 2,390 (1%)	21,393

注1：上段は輸入元の国名、下段は輸入量（トン）と総輸入量に占める割合（%）である。

注2：輸入量には、2003年の銅くず（HSコード7404）の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

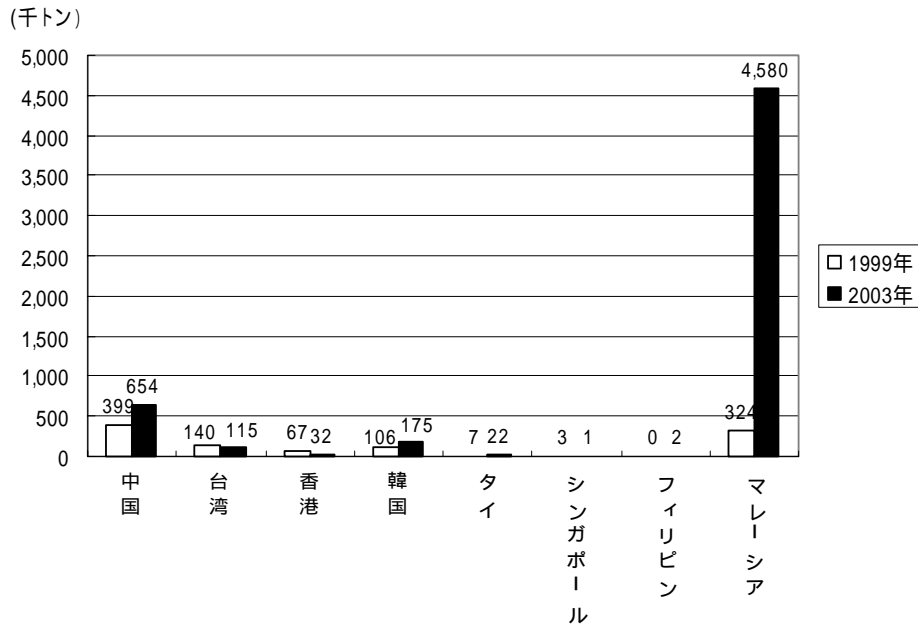
## <アルミニウムくず>

2003年の年間総輸入量が最も多いのはマレーシアであり、4,580千トンにのぼる。次いで中国が654千トンとなっている(図5)。

マレーシアの2003年の輸入量は、1999年の約14倍に増加している。また、中国の2003年の輸入量も1999年に比べ約1.6倍に増加している(図5)。

日本は、フィリピンの輸入元として1位、香港の輸入元として3位、タイの輸入元として4位となっている(表5)。

## <アジア各国におけるアルミニウムくずの輸入量>



注：輸入量には、アルミニウムのくず（HSコード7602）の数値を用いた。  
出所：JETRO ビジネスライブラリーWorld Trade Atlas データベースより作成

図5 1999年と2003年のアルミニウムくずの輸入量

## <アジア各国におけるアルミニウムくずの輸入元の国別上位5ヶ国>

表5 アルミニウムくずの輸入元（2003年）

	1位	2位	3位	4位	5位	総輸入量
中国	アメリカ合衆国 216,168 (33%)	香港 161,197 (25%)	スペイン 39,554 (6%)	ドイツ 29,497 (5%)	日本 29,084 (4%)	653,601
台湾	アメリカ合衆国 42,968 (37%)	UK 25,334 (22%)	ブルガリア 7,426 (6%)	中国 4,804 (4%)	オランダ 4,508 (4%)	115,436
香港	アメリカ合衆国 5,933 (19%)	ドイツ 4,521 (14%)	日本 4,110 (13%)	中国 3,026 (10%)	シンガポール 2,711 (9%)	31,766
韓国	アメリカ合衆国 60,550 (35%)	南アフリカ 13,727 (8%)	サウジアラビア 9,158 (5%)	UK 8,783 (5%)	オーストラリア 8,109 (5%)	175,083
タイ	UK 4,400 (20%)	シンガポール 3,757 (17%)	アメリカ合衆国 1,978 (9%)	日本 1,414 (6%)	インドネシア 1,101 (5%)	22,364
シンガポール	ブルネイ 351 (24%)	レユニオン 167 (11%)	モリシャス 145 (10%)	フィリピン 133 (10%)	レバノン 99 (7%)	1,477
フィリピン	日本 1,027 (46%)	オーストラリア 815 (36%)	アラブ首長国連邦 298 (13%)	中国 38 (2%)	香港 33 (1%)	2,249
マレーシア	フィリピン 4,179,591 (91%)	シンガポール 244,951 (5%)	アメリカ合衆国 96,636 (2%)	インドネシア 26,842 (0.5%)	ドイツ 22,451 (0.4%)	4,579,830

注1：上段は輸入元の国名、下段は輸入量（トン）と総輸入量に占める割合（%）である。

注2：輸入量には、2003年のアルミニウムのくず（HSコード7602）の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリーWorld Trade Atlas データベースより作成

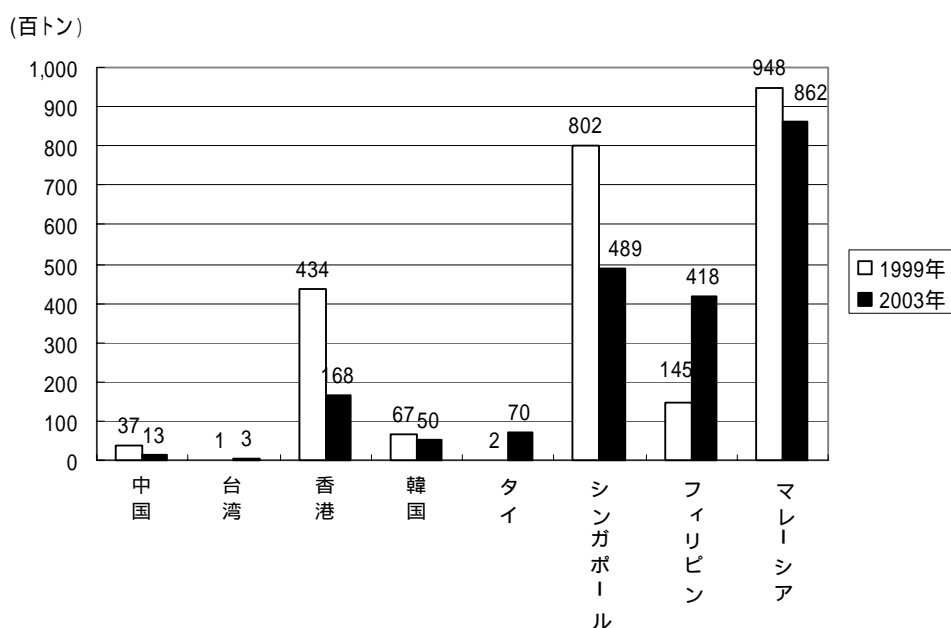
## <中古衣類>

2003年の年間総輸入量が最も多いのはマレーシアであり、862百トンである。次いでシンガポールが489百トンとなっている(図6)。

香港、シンガポールの2003年の輸入量は1999年に比べ約40~60%減少している。マレーシアも同様に9%程度減少している。一方、フィリピンにおける2003年の輸入量は1999年の約3倍に増加している(図6)。

日本は、韓国、マレーシアの輸入元として1位、香港、シンガポール、フィリピンの輸入元として2位、台湾、タイの輸入元として3位となっている(表6)。

## <アジア各国における中古衣類の輸入量>



注：輸入量には、中古の衣類その他の物品（HSコード6309）の数値を用いた。  
出所：JETRO ビジネスライブラリーWorld Trade Atlas データベースより作成

図6 1999年と2003年の中古衣類の輸入量

## <アジア各国における中古衣類の輸入元の国別上位5ヶ国>

表6 中古衣類の輸入元（2003年）

	1位	2位	3位	4位	5位	総輸入量
中国	香港 1,298 (100%)					1,298
台湾	韓国 143 (48%)	マレーシア 73 (24%)	日本 48 (16%)	アメリカ合衆国 34 (11%)	ドイツ 1 (0.3%)	300
香港	韓国 10,011 (60%)	日本 2,978 (18%)	台湾 1,568 (9%)	マレーシア 884 (5%)	シンガポール 729 (4%)	16,763
韓国	日本 3,512 (70%)	アメリカ合衆国 529 (11%)	マレーシア 285 (6%)	フィリピン 115 (2%)	カナダ 88 (2%)	4,984
タイ	韓国 4,679 (67%)	香港 1,343 (19%)	日本 352 (5%)	パキスタン 268 (4%)	マレーシア 223 (3%)	7,018
シンガポール	韓国 23,562 (48%)	日本 8,294 (17%)	台湾 7,421 (15%)	マレーシア 7,370 (15%)	オーストラリア 1,017 (2%)	48,931
フィリピン	アメリカ合衆国 15,880 (38%)	日本 6,612 (16%)	シンガポール 5,470 (13%)	韓国 5,330 (13%)	マレーシア 2,968 (7%)	41,806
マレーシア	日本 34,710 (40%)	韓国 30,759 (36%)	アメリカ合衆国 6,638 (8%)	台湾 6,628 (8%)	シンガポール 2,684 (3%)	86,219

注1：上段は輸入元の国名、下段は輸入量（トン）と総輸入量に占める割合（%）である。

注2：輸入量には、2003年の中古の衣類その他の物品（HSコード6309）の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリーWorld Trade Atlas データベースより作成

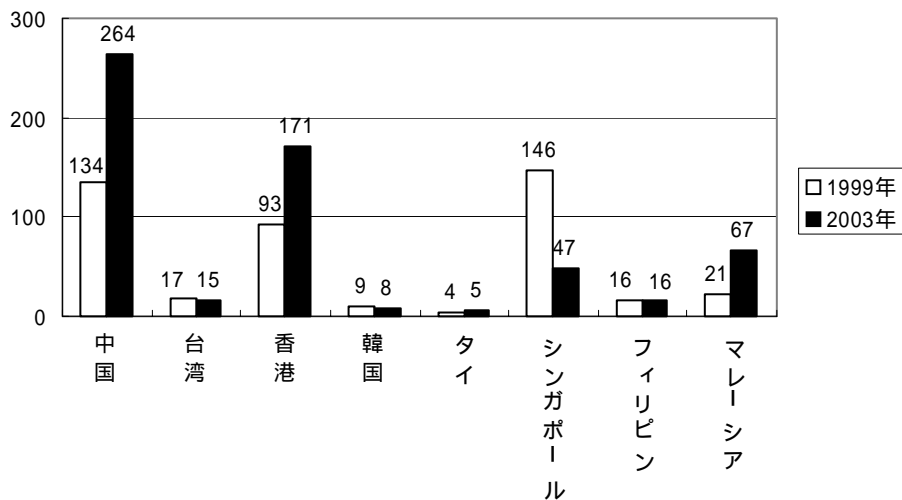
## <ぼろ及びくず>

2003年における年間総輸入量が最も多いのは中国であり、264百トンである。次いで香港が171百トンとなっている(図7)。

中国、香港、マレーシアの2003年における輸入量は、1999年と比べて2~3倍増加している。一方、シンガポールでは1999年から2000年にかけて、3分の1程度に減少している(図7)。日本は、台湾、韓国の輸入元として1位、シンガポール(2000年)の輸入元として3位、フィリピンの輸入元として4位となっている(表7)。

## <アジア各国におけるぼろ及びくずの輸入量>

(百トン)



注1：シンガポールのみ1999年と2000年の輸入量を示している。

注2：輸入量には、ぼろ及びくず(ひも、網若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る)(紡績用繊維のものに限る)(HSコード6310)の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

図7 1999年と2003年のぼろ及びくずの輸入量

## <アジア各国におけるぼろ及びくずの輸入元の国別上位5ヶ国>

表7 ぼろ及びくずの輸入元(2003年)

	1位	2位	3位	4位	5位	総輸入量
中国	台湾 9,416 (42%)	香港 6,195 (28%)	アメリカ合衆国 4,342 (19%)	マカオ 2,478 (11%)	ペルトリコ 2,107 (9%)	22,449
台湾	日本 521 (34%)	アメリカ合衆国 334 (22%)	フィリピン 266 (17%)	ベトナム 243 (16%)	韓国 97 (6%)	1,532
香港	タイ 4,369 (26%)	北マリアナ諸島 3,235 (19%)	アメリカ合衆国 2,925 (17%)	台湾 1,394 (8%)	モリシャス 1,384 (8%)	17,055
韓国	日本 653 (80%)	中国 41 (5%)	UK 28 (3%)	オーストラリア 23 (3%)	カンボジア 19 (2%)	819
タイ	パングラディッシュ 364 (67%)	マレーシア 59 (11%)	台湾 54 (10%)	香港 22 (4%)	パキスタン 15 (3%)	543
シンガポール (2000年)	マレーシア 3,247 (69%)	カンボジア 1,113 (24%)	日本 178 (4%)	アメリカ合衆国 72 (2%)	オランダ 33 (0.7%)	4,719
フィリピン	韓国 529 (33%)	モルドバ 322 (20%)	アメリカ合衆国 267 (17%)	日本 125 (8%)	中国 88 (5%)	1,603
マレーシア	インド 4,953 (74%)	中国 610 (9%)	カンボジア 573 (9%)	インドネシア 170 (3%)	パキスタン 112 (2%)	6,695

注1：上段は輸入元の国名、下段は輸入量(トン)と総輸入量に占める割合(%)である。

注2：輸入量には、2003年のぼろ及びくず(ひも、網若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る)(紡績用繊維のものに限る)(HSコード6310)の数値を用いた。ただし、シンガポールの輸入量は2000年度の数値を用いている。

出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

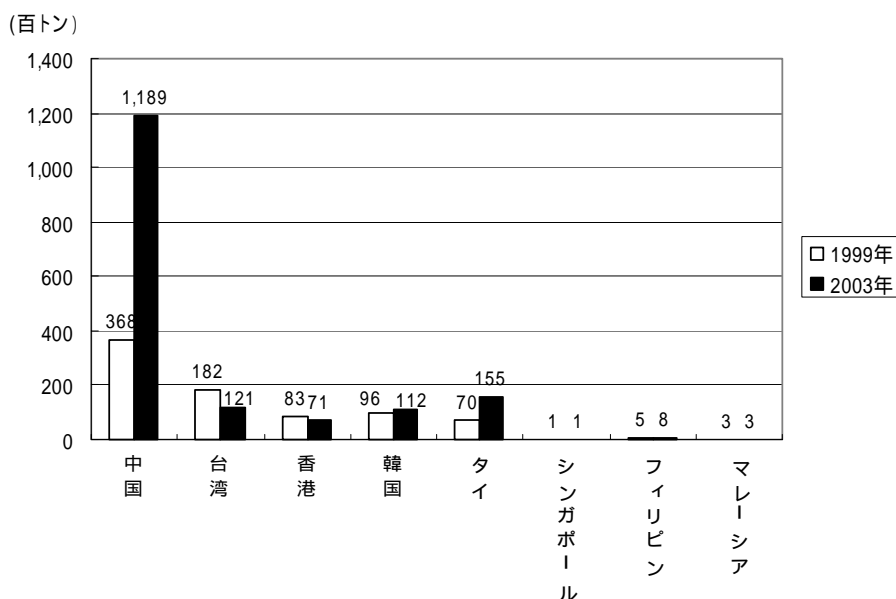
## <人造繊維くず>

年間総輸入量が最も多いのは中国であり、2003年は1,189百トンである。次いで、タイが155百トンとなっている(図8)。

中国における2003年の輸入量は、1999年と比べ約3倍に増加している。タイについては、約2倍に増加している。一方、台湾や香港では、2003年の輸入量が、1999年と比べて10~30%ほど減少している(図8)。

日本は、韓国の輸入元として1位、台湾の輸入元として2位、中国の輸入元として3位となっている(表8)。

## <アジア各国における人造繊維くずの輸入量>



注：輸入量には、人造繊維のくず(ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む)(HSコード5505)の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

図8 1999年と2003年の人造繊維くずの輸入量

## <アジア各国における人造繊維くずの輸入元の国別上位5ヶ国>

表8 人造繊維くずの輸入元(2003年)

	1位	2位	3位	4位	5位	総輸入量
中国	台湾 31,353 (26%)	アメリカ合衆国 22,771 (19%)	日本 17,233 (14%)	メキシコ 9,537 (8%)	マレーシア 6,443 (5%)	118,914
台湾	アメリカ合衆国 4,641 (38%)	日本 3,946 (33%)	インドネシア 1,996 (17%)	マレーシア 465 (4%)	メキシコ 327 (3%)	12,061
香港	台湾 3,089 (42%)	アメリカ合衆国 1,657 (23%)	マレーシア 1,292 (18%)	メキシコ 214 (3%)	タイ 209 (3%)	7,123
韓国	日本 4,563 (41%)	アメリカ合衆国 3,193 (28%)	ドイツ 1,198 (11%)	インドネシア 642 (6%)	台湾 566 (5%)	11,220
タイ	マレーシア 5,326 (34%)	台湾 4,770 (31%)	インドネシア 2,236 (14%)	日本 2,150 (14%)	パキスタン 276 (2%)	15,483
シンガポール	マレーシア 129 (100%)					129
フィリピン	台湾 505 (61%)	タイ 124 (15%)	香港 90 (11%)	インドネシア 51 (6%)	中国 24 (3%)	828
マレーシア	アメリカ合衆国 180 (67%)	タイ 76 (28%)	台湾 11 (4%)	シンガポール 1 (0.2%)		267

注1：上段は輸入元の国名、下段は輸入量(トン)と総輸入量に占める割合(%)である。

注2：輸入量には、2003年の人造繊維のくず(ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む)(HSコード5505)の数値を用いた。

出所：JETRO ビジネスライブラリー-World Trade Atlas データベースより作成

### <主な再生資源に関するアジア諸国の関税率（輸入関税：最恵国待遇）>

多くのアジア諸国において、廃プラスチックの関税率は、古紙や鉄スクラップ、銅スクラップ、アルミニウムスクラップと比較して、高く設定されている（表9）。

古紙については、中国、香港、日本、韓国、マレーシア、台湾において、免税されている。インドネシアについても紙を作る目的であれば免税されている。また、その他のフィリピン、タイ、ベトナムにおいても低い税率が設定されている（表9）。

鉄スクラップ、銅スクラップ、アルミニウムについては、免税もしくは5%以下の低い税率が設定されている（インドを除く）（表9）。

国別に見ると、香港では5品目すべてが免税されているが、インドについては5品目すべて10%～20%と他の国と比較して高い税率が設定されている（表9）。

（参考）表9 主な再生資源に関するアジア諸国の関税率（最恵国待遇）

国	廃プラスチック	古紙	鉄スクラップ	銅スクラップ	アルミニウムスクラップ
中国	10.7%	Free	0-2%	1.5%	1.5%
香港	Free	Free	Free	Free	Free
インド	20%	16%	10%	15%	15%
インドネシア	5%	0-15% <sup>注4</sup>	Free	Free	Free
日本	4-4.8% <sup>注1</sup>	Free	0-4.7% <sup>注5</sup>	Free	Free
韓国	6.5%	Free	1%	Free	1%
マレーシア	0-30% <sup>注2</sup>	Free	0-5% <sup>注6</sup>	Free	Free
フィリピン	1-5% <sup>注3</sup>	1%	0-3%	3%	1%
台湾	6.5%	Free	0-3.8%	Free	Free
タイ	30%	1%	1%	1%	1%
ベトナム	10%	3%	Free	Free	Free

注1：ただし、一般特惠関税制度が適用される場合は、0%（Free）となる。

注2：ASEANを対象とした関税の一部引き下げがある。

注3：廃塩化ビニル樹脂のみ1%。

注4：紙をつくる目的のものであれば0%（Free）、それ以外は15%。

注5：一般特惠関税制度が適用される場合は、すべての細目で0%（Free）となる。

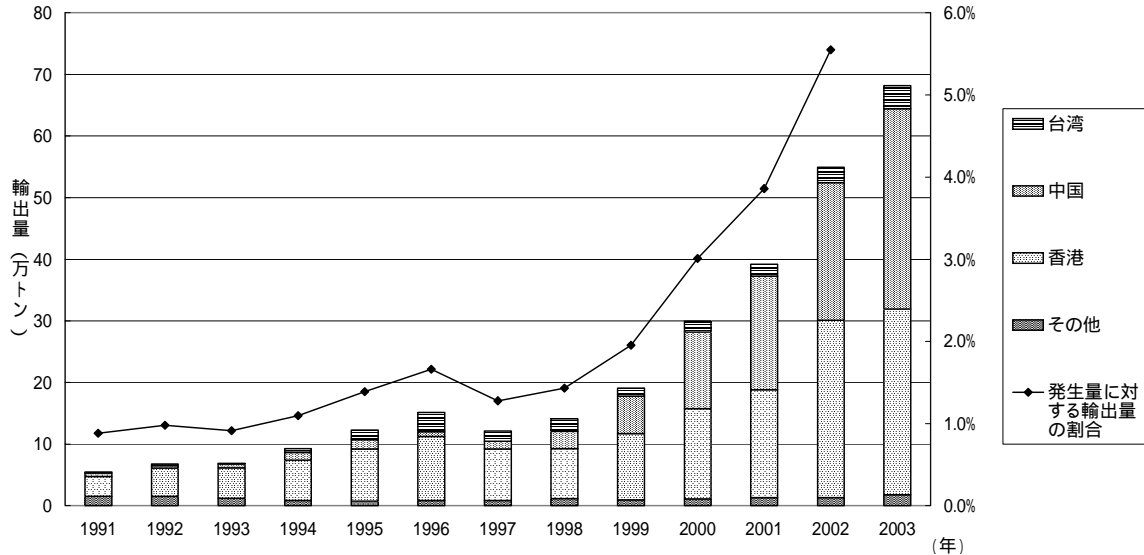
注6：再溶融して作られたインゴットのみ5%。ただし、ASEANは2.5%。

出所：2004年8月17日時点での、WorldTariff（データベース）を検索した結果に基づきアジア経済研究所 小島道一氏作成

## 1 2 循環資源の日本からの輸出量の推移

### <プラスチックくず>

1997年以降、急速に輸出量が伸びている。輸出先別に見ると、中国（中華人民共和国及び香港特別行政区）への輸出が全輸出量の大半を占めている（図1）。

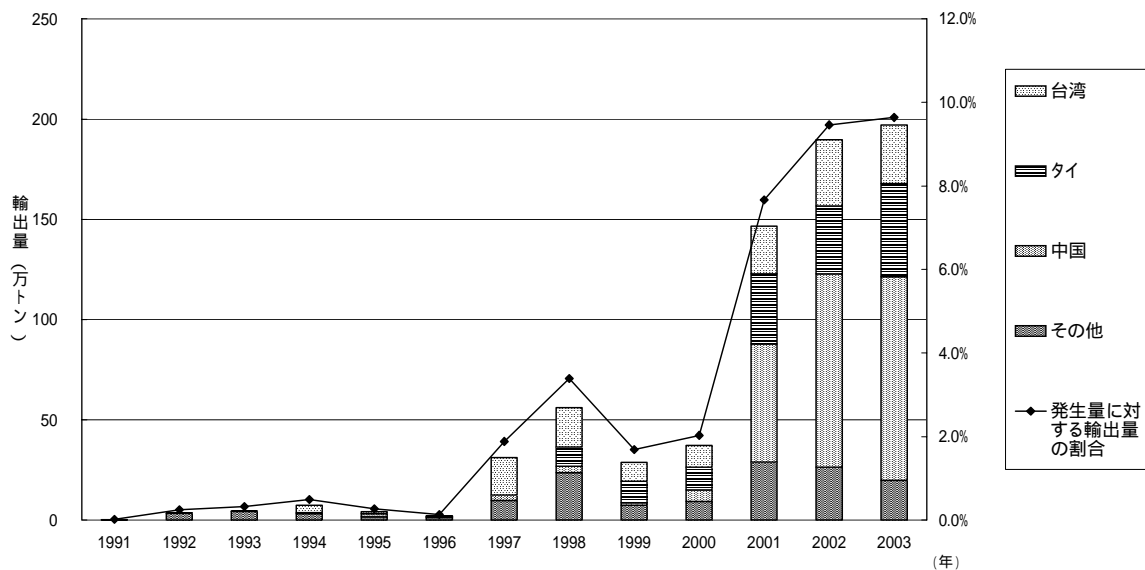


出所：財務省貿易統計およびプラスチック処理促進協会調査より作成。輸出量は貿易統計中のプラスチックのくず(HSコード3915)の数値を、国内発生量は(社)プラスチック処理促進協会調査の数値を用いた。

図1 プラスチックくずの輸出量の推移

### <古紙>

2000年から2001年にかけて輸出量が急増している。2003年の輸出量を輸出先別に見ると、中国への輸出量が最も多く、次いでタイ、台湾への輸出量が多くなっている（図2）。

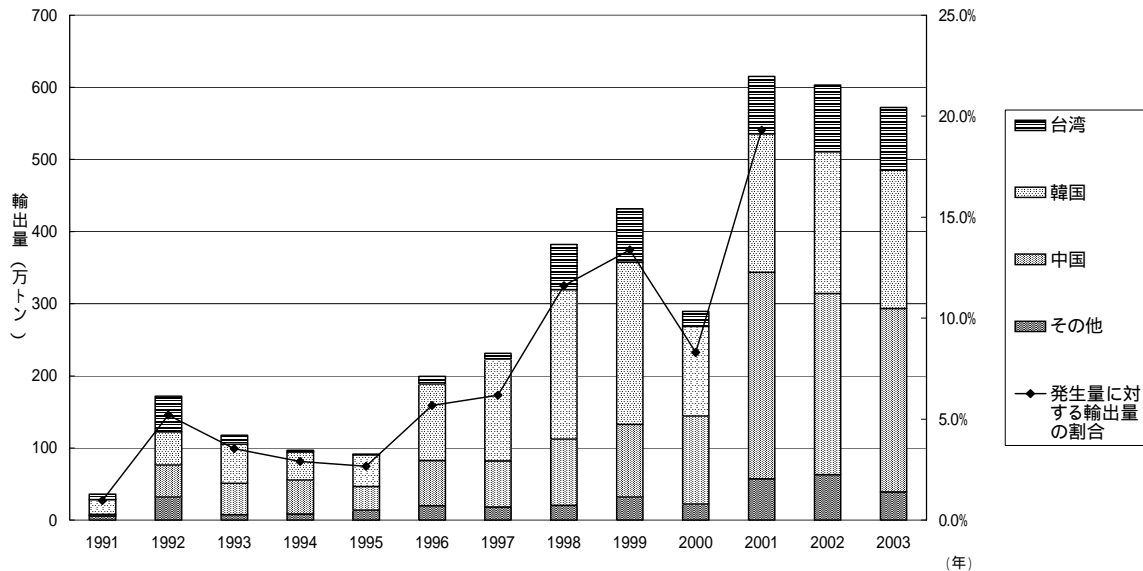


出所：財務省貿易統計及び古紙再生促進センター調査に基づき作成。輸出量は財務省貿易統計中の古紙(HSコード4707)の数値を、国内発生量は(財)古紙再生促進センター調査の数値を用いた。

図2 古紙の輸出量の推移

### <鉄くず>

2000年に輸出量が減少したものの、全体として増加傾向にある。2003年の輸出量を輸出先別に見ると、中国への輸出量が最も多く、次いで韓国、台湾への輸出量が多くなっている（図3）

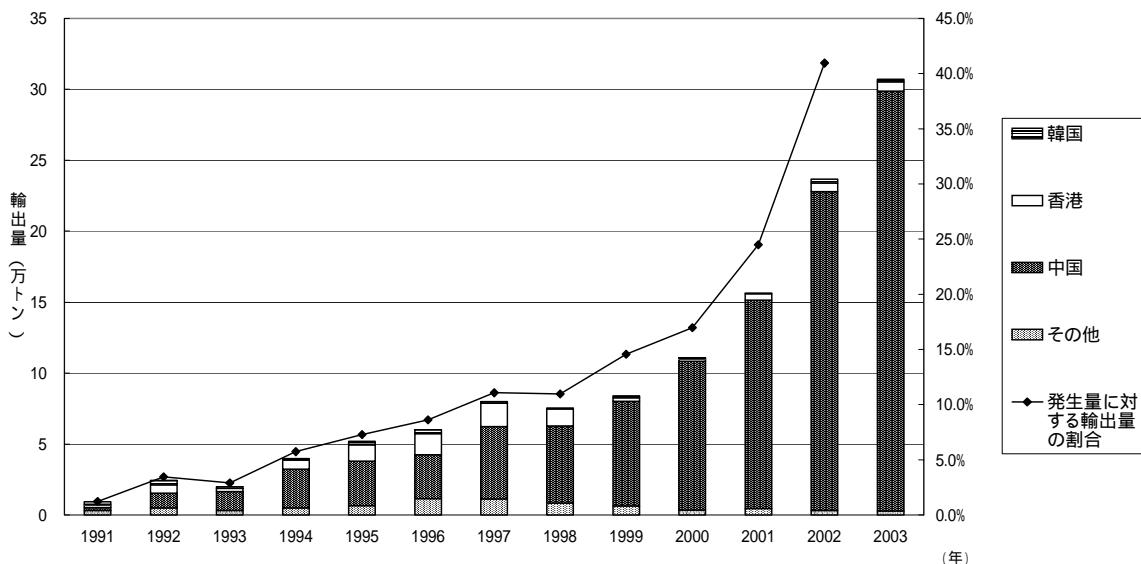


出所：財務省貿易統計及び鉄鋼統計月報より作成。輸出量は貿易統計中の鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット(HSコード7204)の数値を、国内発生量は鉄鋼統計月報（鋳物を含む国内購入量）の数値を用いた。

図3 鉄くずの輸出量の推移

### <銅くず>

1991年以降、輸出量は全体として増加傾向にある。2003年の輸出量を輸出先別に見ると、中国への輸出量が多く、全輸出量の大半を占めている（図4）



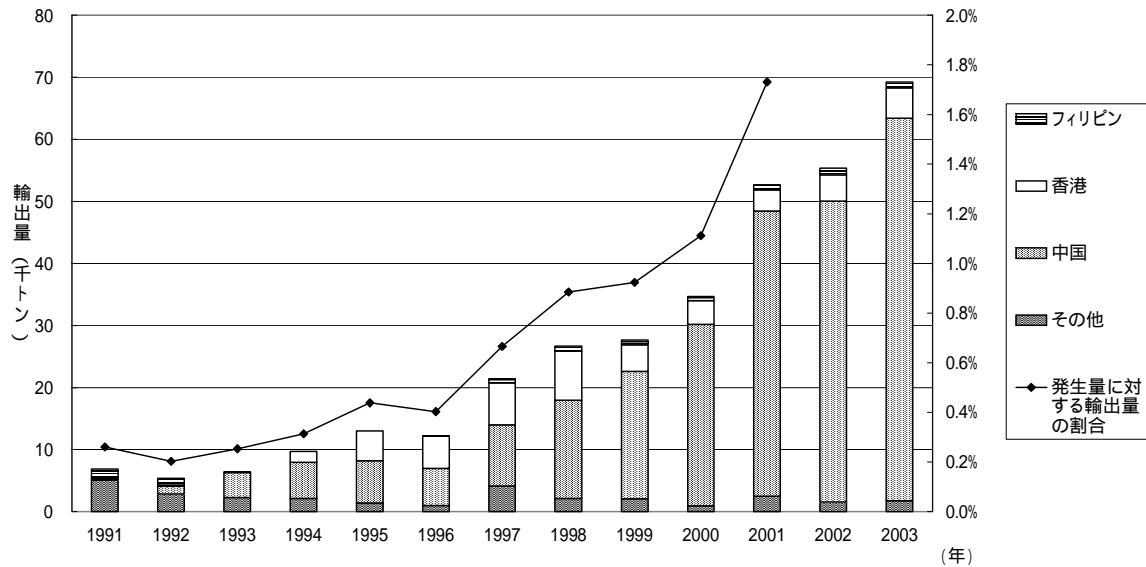
出所：財務省貿易統計および資源統計年報より作成。輸出量は貿易統計中の銅のくず(HSコード7404)の数値を、国内発生量は資源統計年報の「銅の故又はくず」の供給量から輸入量を引いた数値を用いた。

図4 銅くずの輸出量の推移



## <アルミニウムくず>

1991年以降、輸出量は全体として増加傾向にある。2003年の輸出量を輸出先別に見ると、中国への輸出量が全輸出量の大半を占めている(図5)。

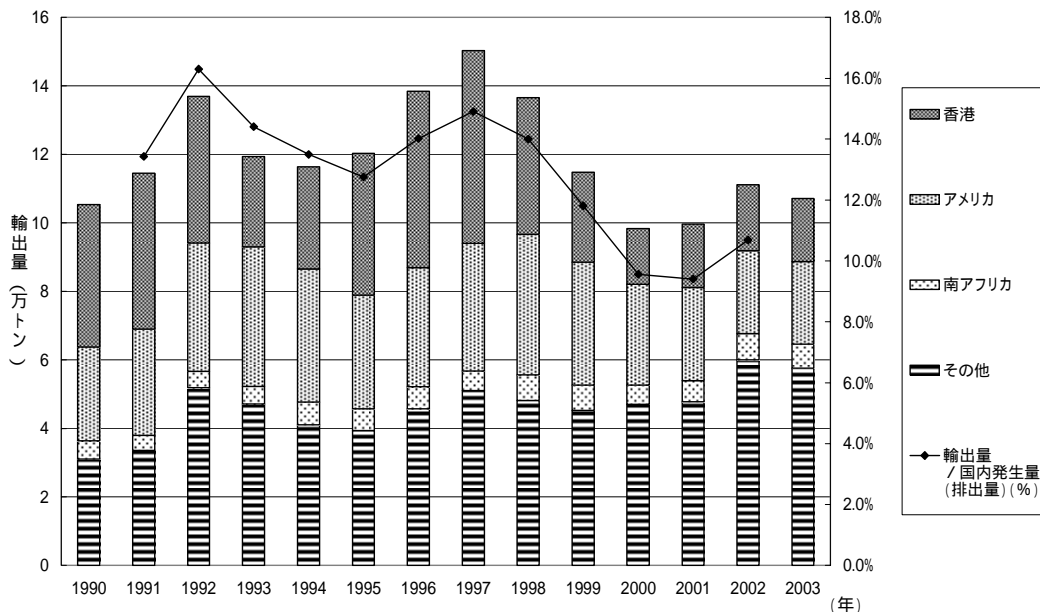


出所：財務省貿易統計および資源統計年報より作成。輸出量は貿易統計中の、アルミニウムのくず(HSコード7602)の数値を、国内発生量は資源統計年報の「アルミニウムの故またはくず」の供給量から輸入量を引いた数値を用いた。

図5 アルミニウムくずの輸出量の推移

## <更生・中古タイヤ>

1990年以降、輸出量は全体として横ばいである。2003年の輸出先別の輸出量を見ると、アメリカ及び香港への輸出先別の輸出量が多い(図6)。

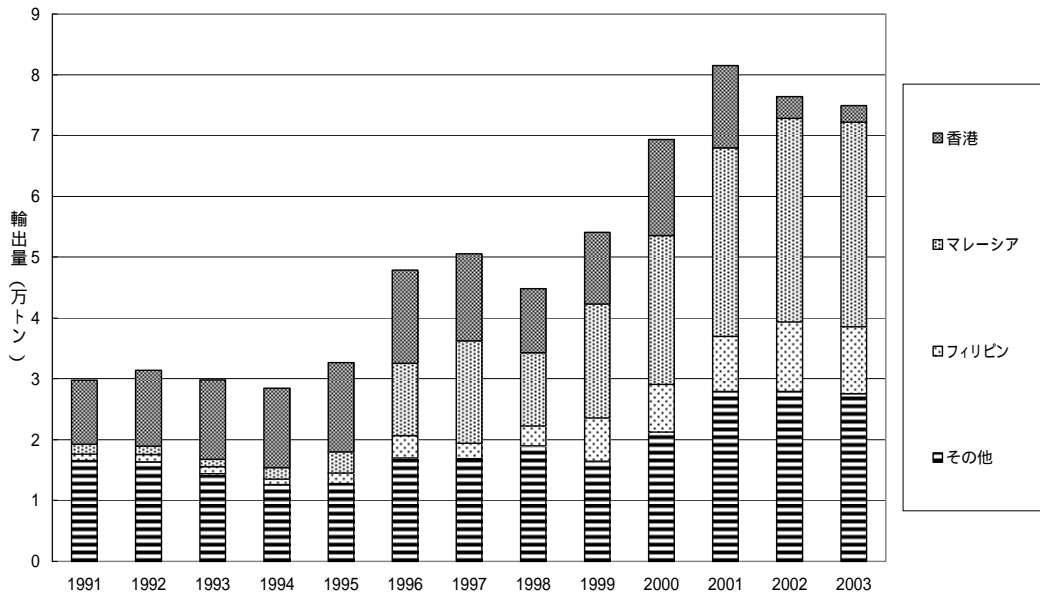


出所：財務省貿易統計および社団法人 日本自動車タイヤ協会「2003年版日本のタイヤ産業」により作成。輸出量は貿易統計中のゴム製の空気タイヤ(更生したものと中古のものに限る。)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ(HSコード4012)の数値を、国内発生量は「2003年版日本のタイヤ産業」の数値を用いた。

図6 更生・中古タイヤの輸出量の推移

### <中古衣類>

1991年以降、輸出量は全体として増加傾向にある。2003年の輸出量を輸出先別に見ると、マレーシアへの輸出量が多くなっている(図7)

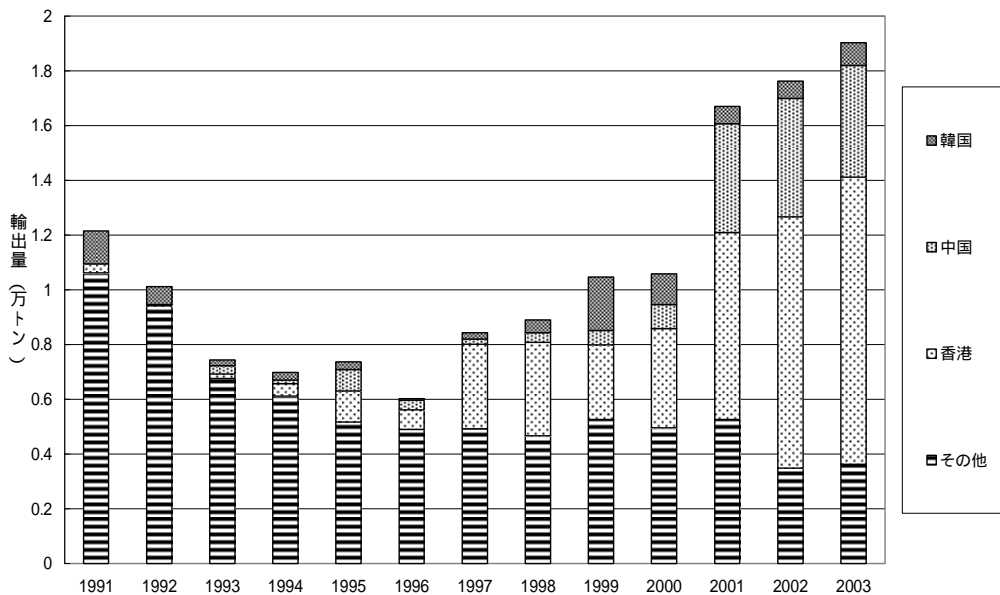


出所：財務省貿易統計より作成。輸出量は財務省貿易統計の中古の衣類その他の物品 (HSコード6309)の数値を用いた。

図7 中古衣類の輸出量の推移

### <ぼろ及びくず>

1991年以降、輸出量は全体として増加傾向にある。1991年から1996年までは減少傾向にあったが、1996年以降は急激に増加している。2003年の輸出量を輸出先別に見ると、香港と中国への輸出量が多く、全輸出量の大半を占めている(図8)

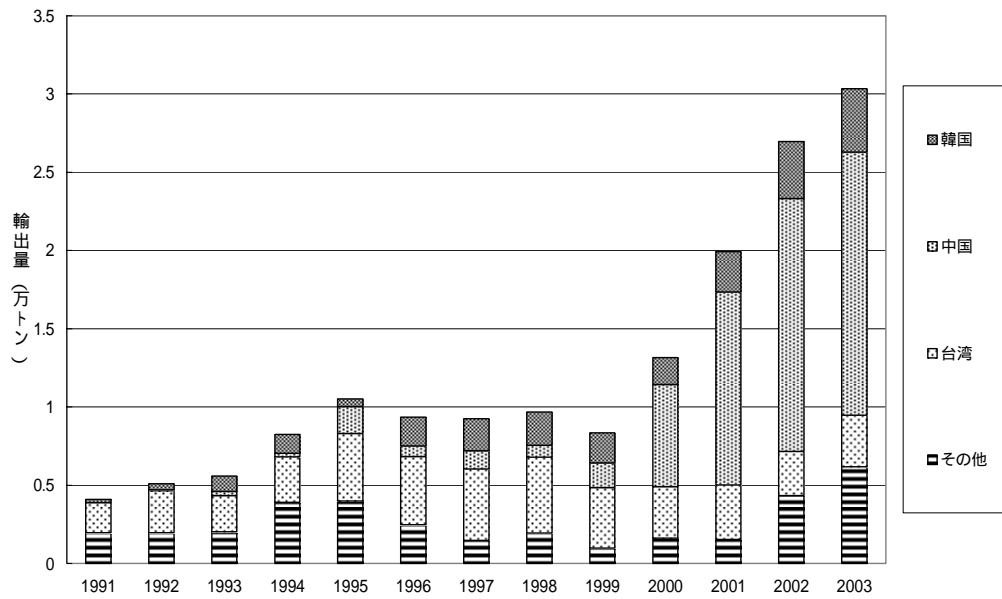


出所：財務省貿易統計より作成。輸出量は財務省貿易統計のぼろ及びくず(ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品ののものに限る)(紡績用繊維のものに限る)(HSコード6310)の数値を用いた。

図8 ぼろ及びくずの輸出量の推移

### <人造繊維のくず>

2000 年以降、輸出量は急増している。2003 年の輸出量を輸出先別に見ると、中国への輸出量が最も多く、全輸出量の大半を占めている（図 9）



出所：財務省貿易統計より作成。輸出量は財務省貿易統計の人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む）（HSコード 5505）の数値を用いた。

図 9 人造繊維のくずの輸出量の推移

## 1 3 循環資源の輸出事例

日本からの循環資源の輸出事例としては、モーターや鉄くず等に関する事例が挙げられる。産業廃棄物処理業者であるA社では、事業系のOA機器を引き取り、解体した後、モーターやファンなどを海外に輸出している（事例1）。また、B社では、月間5万トンのスクラップを中国の解体業者に売却している（事例2）。いずれの業者も、日本国内で適正に解体・分別した上で、資源を海外へ輸出している。

### 事例1 OA機器由来のモーターやファンの輸出

- ・ 産業廃棄物処理業であるA社のOA機器リサイクル工場では、「廃棄」の赤文字が貼られたデスクトップ型パソコンが山積みされている。
- ・ 汚れているが、まだ使えそうなものが大半である。故障ではなく、業務用パソコンの買い替えに伴い廃棄されたものが多い。
- ・ 分解は全て手作業で行われ、空気圧ネジ回しでネジを外し、カバーの樹脂や鉄枠、プリント板などを丁寧に分別する。一台の処理時間は5分から10分程度である。
- ・ 分解した鉄やアルミ、ステンレス、ガラス、銅は各素材メーカーに引き渡す。樹脂もできる限りプラスチック再生業者へ引き渡す。
- ・ モーターやファンなどは海外へ輸出する。
- ・ 「手間をかけて分別すれば資源としての付加価値も高まり、再資源化率もアップする」とのこと。
- ・ 同社は1999年8月から廃棄パソコンの処理を手がけ、2000年11月時点で月間約150トンがリース会社や企業から持ち込まれている。

出所：中日新聞 2000年 11月20日

### 事例2 鉄くず等の輸出

- ・ B社は、全国15ヶ所の集荷拠点から、月間5万トンのスクラップを「シッパー」として、中国現地の解体業者5社に直接販売している。
- ・ 取り扱い品は、鉄くず（約35,000t）、雑品（約11,000t）、中古鋼材、伸鉄材などである。
- ・ 対中輸出も国内売却も同等に、適正価格と品質管理を基本理念としている。

出所：日刊 市況通信 2004年 3月31日

## 1 4 日本が輸出しているバーゼル条約対象品目

相手国からの輸入同意の回答を得て、日本が輸出を承認したバーゼル条約対象品目の件数は 2～8 件/年、重量は 1,446～12,900 トン/年である。また、移動書類が交付され輸出された件数は 12～52 件、重量は 824～6,510 トン/年である（図 1、2、3、4）。平成 10 年まではタングステン、コバルト、タンタルスクラップと使用済みニカド電池が主な輸出品目であったが、平成 12 年以降は鉛くずとハンダくずの割合が大きくなっている（図 1、2、3、4）。

### <使用済みニカド電池>

平成 10 年まで、毎年 1,000 トン前後が韓国へ輸出されていた。12 年からは輸出されていない（図 4、表 1）。

### <タングステン、コバルト、タンタルスクラップ>

平成 12 年まで、毎年 30～491 トンがドイツへ輸出されていた。13 年以降は輸出されていない（図 4、表 1）。

### <ハンダくず>

金属回収を目的として、毎年 260～644 トンがベルギーへ輸出されている（図 4、表 1）。

### <鉛くず>

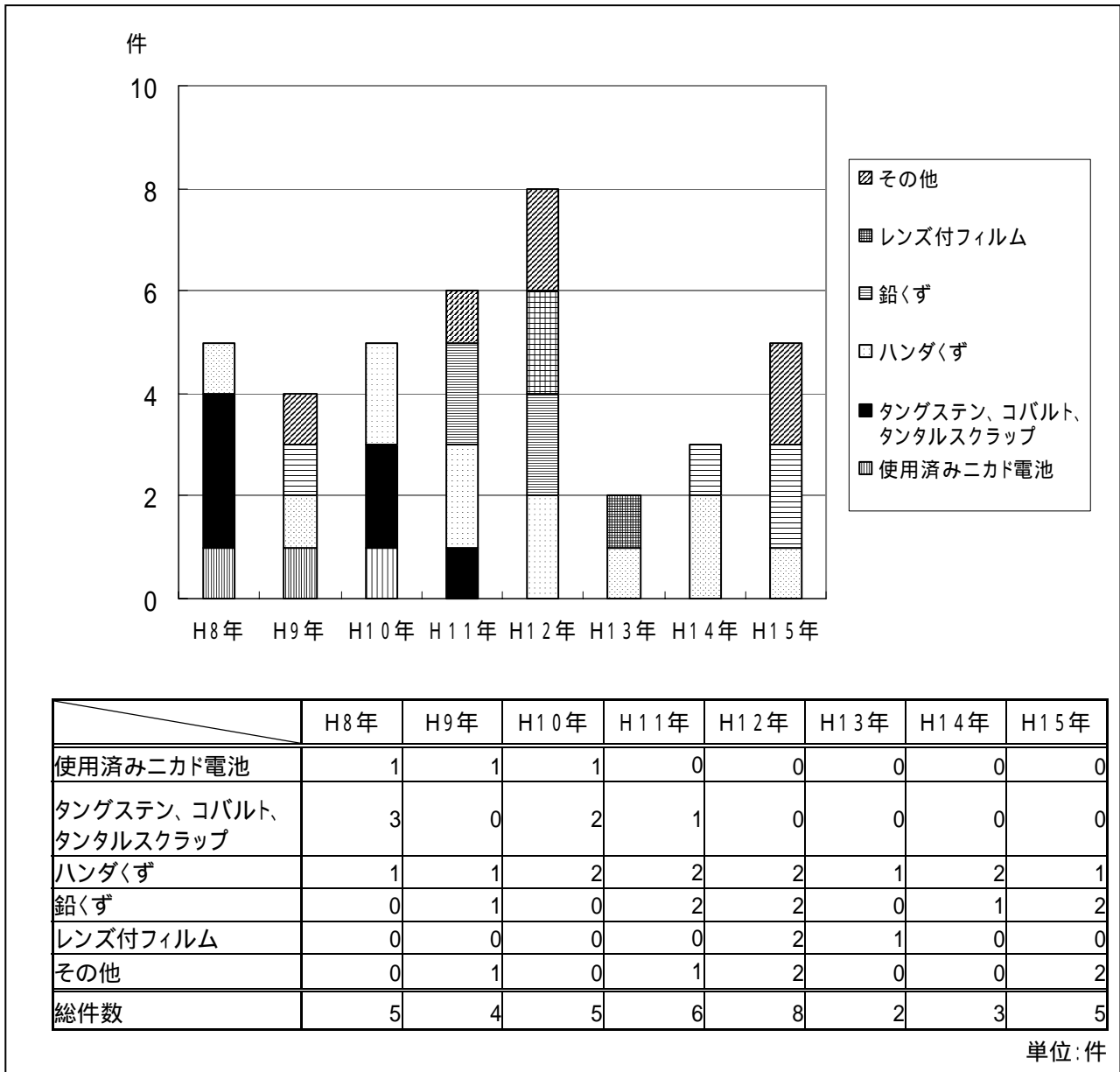
平成 12 年以降、毎年 110～6,021 トンが韓国へ輸出されている。平成 15 年に関しては、6,021 トンの鉛くず（鉛蓄電池）が韓国へ輸出されたが、すべて金属回収を目的としたものであった（図 4、表 1）。

### <レンズ付フィルム>

平成 12 年に 599 トン、平成 13 年 552 トン輸出されている。輸出先は韓国および米国である。輸出目的はレンズ付フィルムの再使用、リサイクルとなっている（図 4、表 1）。

: 同様の貨物を複数回に分けて輸出入する場合には、通告及び承認を 1 年分まとめて行うことが可能。一方、特定有害廃棄物等の運搬にあたっては、その都度、経済産業大臣から移動書類の交付を受ける必要がある。

< 日本が輸出を承認したバーゼル条約対象品目（件数） >

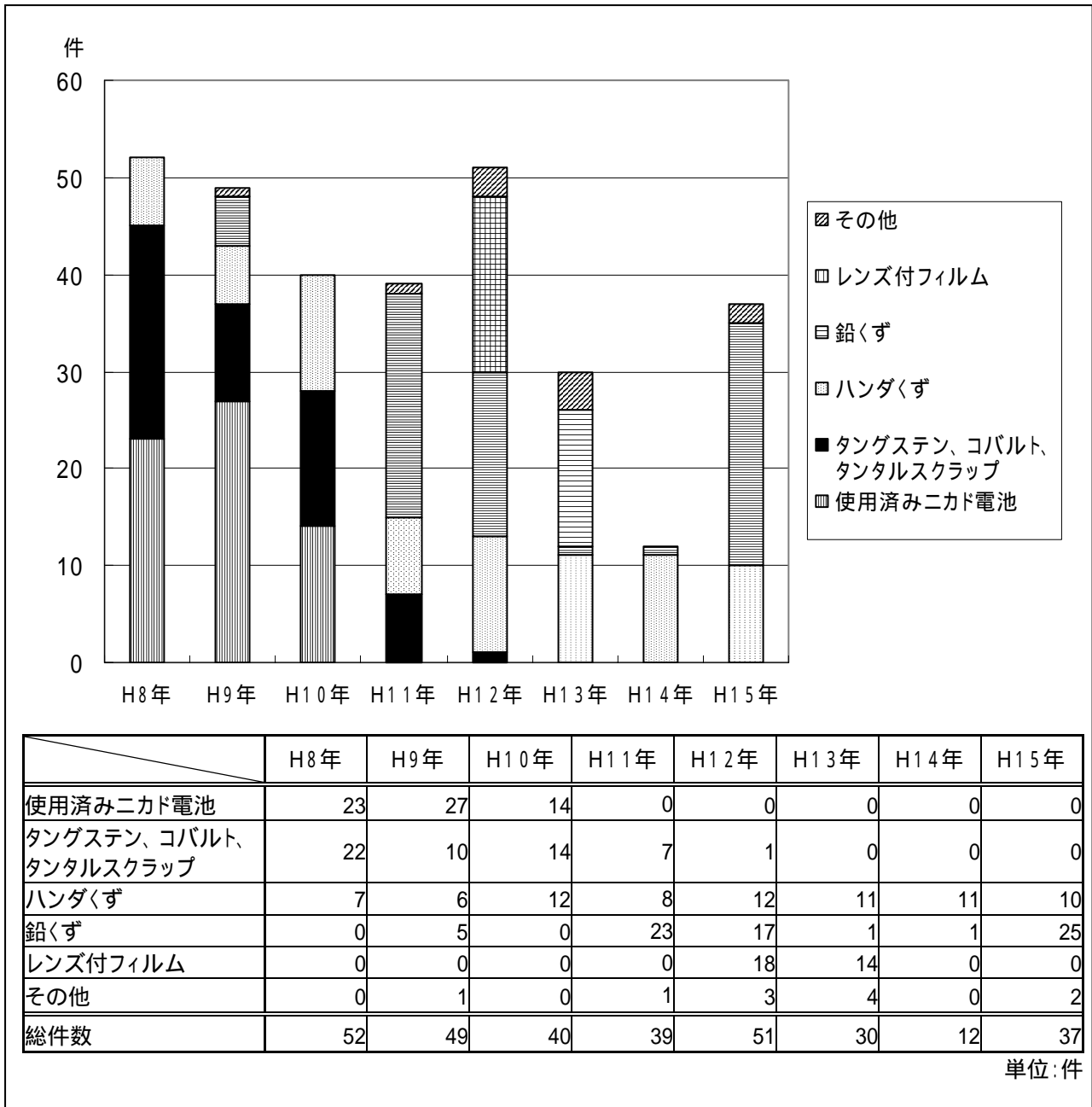


注：上記の値は、経済産業大臣が輸出者に対し輸出を承認した件数である。

出所：経済産業省および環境省資料より作成。

図1 日本が輸出を承認したバーゼル条約対象品目（平成8年～15年の件数）

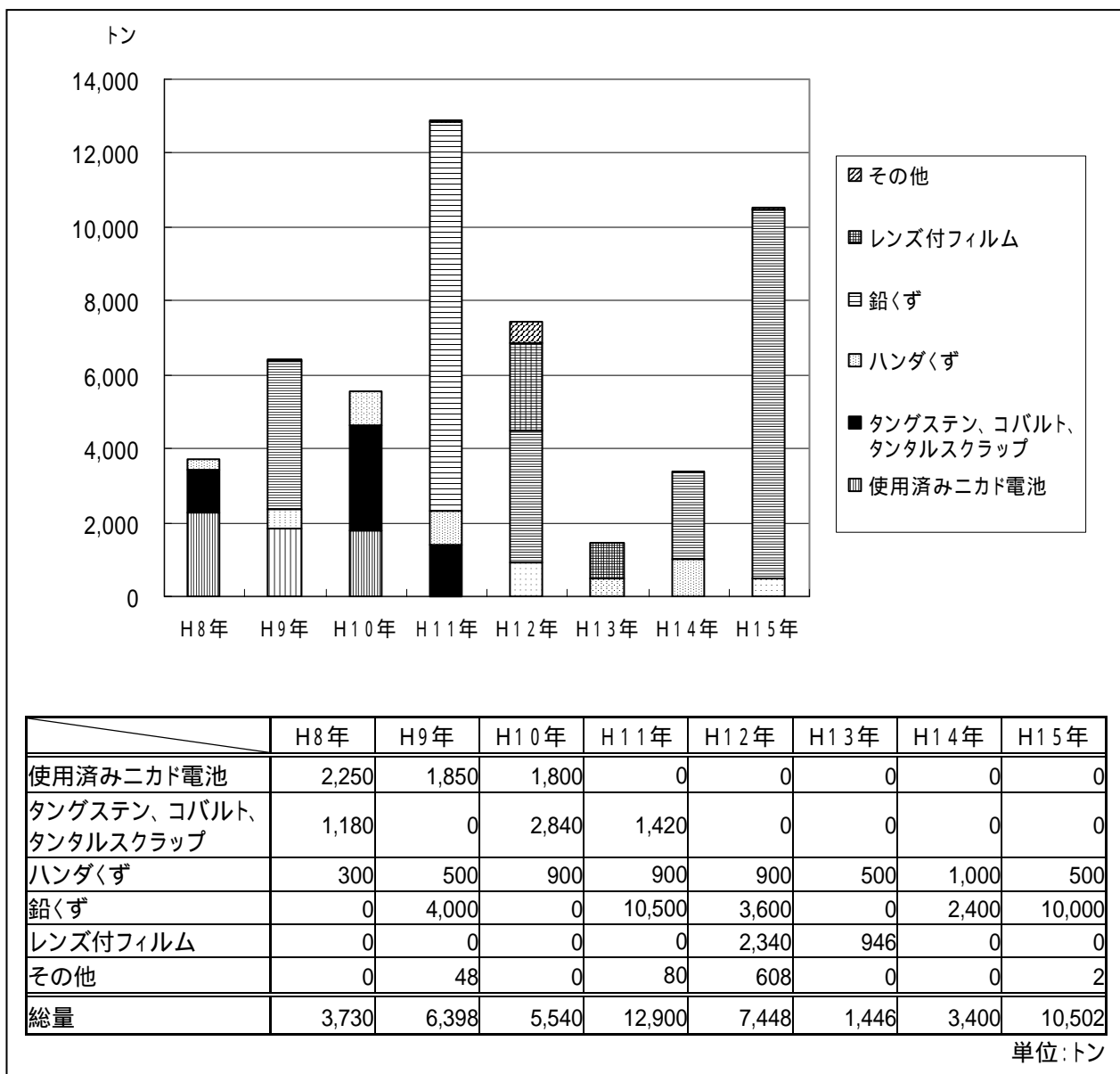
<日本が実際に輸出したバーゼル条約対象品目（件数）>



注：上記の値は、輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され経済産業大臣が輸出移動書類を交付した件数である。  
出所：経済産業省および環境省資料より作成。

図2 日本が実際に輸出したバーゼル条約対象品目（平成8年～15年の件数）

< 日本が輸出を承認したバーゼル条約対象品目（重量） >



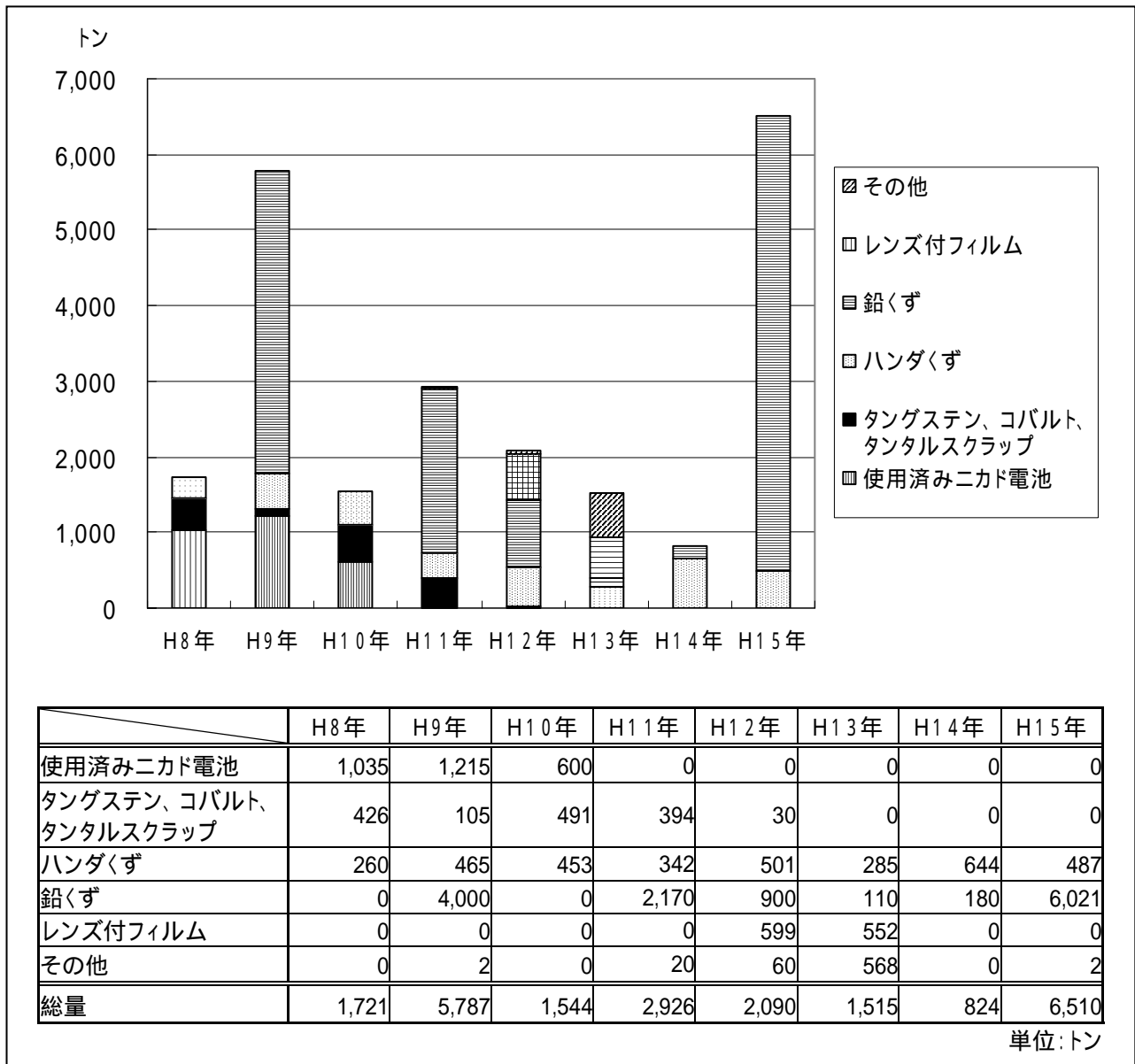
注：上記の値は、経済産業大臣が輸出者に対し輸出を承認した重量である。

出所：経済産業省および環境省資料より作成。

図3 日本が輸出を承認したバーゼル条約対象品目（平成8年～15年の重量）



<日本が実際に輸出したバーゼル条約対象品目（重量）>



注：上記の値は、輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され経済産業大臣が輸出移動書類を交付した重量である。  
出所：経済産業省および環境省資料より作成。

図4 日本が実際に輸出したバーゼル条約対象品目（平成8年～15年の重量）

## <日本が輸出しているバーゼル条約対象品目の詳細な状況>

表1 日本が輸出しているバーゼル条約対象品目の詳細な状況(平成8年~15年)(1/2)

平成8年

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量(トン)	輸出承認の 重量(トン)	移動書類の交付		廃棄物の分 類(Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	OECD リスト
					重量(トン)	件数			
ハンダ滓	錫の回収	ベルギー	*300	300	260	7	31	11	AA030
含コバルトスクラップ	コバルトの回収	ドイツ	*100	100	42	6	42	3	AA070
含タングステンスクラップ	タングステンの回収	ドイツ	*1,000	1,000	363	11	42	3	AA070
含タンタルスクラップ	タンタルの回収	ドイツ	*80	80	21	5	32	6.1, 12	AA070
使用済みニカド電池	ニッケル及びカドミウムの回収	韓国	2,250	2,250	1,035	23	26	11	-
鉛スクラップ	鉛の回収	インドネシア	4,000	-	-	-	31	11	-
廃溶剤	溶剤の再生利用	米国	48	-	-	-	41	-	AC220
鉛滓	鉛の回収	ベルギー	300	-	-	-	31	6.1	AA030
ハンダ滓	錫の回収	ベルギー	500	-	-	-	31	11	AA030
使用済みニカド電池	ニッケル及びカドミウムの回収	韓国	1,850	-	-	-	26	11	-
総量			8,948	3,730	1,721				
件数			6	5		52			

注: \*の輸出案件は平成7年以前に通告がなされたものであるが、輸出承認及びそれに伴う移動書類の交付は平成8年中に行われたため、本表に掲載した。従って、「相手国への通告」の総量及び件数の集計は、これらの輸出案件を含まない。

平成9年

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量(トン)	輸出承認の 重量(トン)	移動書類の交付		廃棄物の分 類(Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	OECD リスト
					重量(トン)	件数			
含コバルトスクラップ	コバルトの回収	ドイツ	*100	*100	19	3	42	3	AA070
含タングステンスクラップ	タングステン・コバルトの回収	ドイツ	*1000	*1000	70	3	42	3	AA070
含タンタルスクラップ	タンタルの回収	ドイツ	*80	*80	16	4	-	-	AA070
鉛くず	鉛の回収	インドネシア	*4000	4,000	4,000	5	31	6.1	-
廃溶剤	溶剤の再生	米国	*48	48	2	1	41	-	AC220
鉛くず	鉛・錫等の回収	ベルギー	*300	-	-	-	31	6.1	AA030
ハンダくず	鉛・錫の回収	ベルギー	*500	500	465	6	31	11	AA030
使用済みニカド電池	ニッケル及びカドミウムの回収	韓国	*1850	1,850	1,215	27	26	11	AA180
ハンダくず	鉛・錫の回収	ベルギー	400	-	-	-	25.31	12	AA030
含コバルト、タングステン・タンタルスクラップ	コバルト、タングステン・タンタルの回収	ドイツ	1,420	-	-	-	-	-	AA070
ハンダくず	錫の回収	ベルギー	500	-	-	-	31	11	AA030
使用済みニカド電池	ニッケル及びカドミウムの回収	韓国	1,800	-	-	-	26	11	AA180
総量			4,120	6,398	5,787				
件数			4	4		49			

注: \*の輸出案件は平成8年以前に通告がなされたものであるが、輸出承認及びそれに伴う移動書類の交付は平成9年中に行われたため、本表に掲載した。従って、「相手国への通告」の総量及び件数の集計は、これらの輸出案件を含まない。

平成10年

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量(トン)	輸出承認の 重量(トン)	移動書類の交付		廃棄物の分 類(Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	OECD リスト
					重量(トン)	件数			
ハンダくず	鉛・錫の回収	ベルギー	*400	400	163	4	-	-	AA030
コバルト・タングステン・タンタルスクラップのくず	コバルト・タングステン・タンタルの回収	ドイツ	*1420	1,420	338	9	-	-	AA070
ハンダくず	鉛・錫の回収	ベルギー	*500	500	290	8	-	-	AA030
ニカド電池のくず	ニッケル・カドミウム・スチールの回収	韓国	*1800	1,800	600	14	-	-	AA180
コバルト・タングステン・タンタルのくず	コバルト・タングステン・タンタルの回収	ドイツ	1,420	1,420	153	5	-	-	AA070
金属及び電子機器のくず	部品の回収	中国	32,400	-	-	-	31	11	-
鉛蓄電池のくず	鉛の回収	韓国	6,000	-	-	-	-	-	AA170
ハンダくず	鉛・錫の回収	ベルギー	500	-	-	-	-	-	AA030
総量			40,320	5,540	1,544				
件数			4	5		40			

注: \*の輸出案件は平成9年以前に通告がなされたものであるが、輸出承認及びそれに伴う移動書類の交付は平成10年中に行われたため、本表に掲載した。従って、「相手国への通告」の総量及び件数の集計は、これらの輸出案件を含まない。

平成11年

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量(トン)	輸出承認の 重量(トン)	移動書類の交付		廃棄物の分 類(Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	OECD リスト
					重量(トン)	件数			
コバルト・タングステン・タンタルのくず	コバルト・タングステン・タンタルの回収	ドイツ	*1420	*1420	264	5	-	-	AA070
鉛スクラップ	鉛の回収	韓国	*6000	6,000	1,110	10	-	-	AA170
ハンダくず	鉛・錫の回収	ベルギー	500	500	252	6	-	-	AA030
鉛スクラップ	鉛の回収	韓国	4,500	4,500	1,060	13	-	-	AA170
ハンダくず	鉛・錫の回収	ベルギー	400	400	90	2	-	-	AA030
コバルト・タングステン・タンタルのくず	コバルト・タングステン・タンタルの回収	ドイツ	1,420	1,420	130	2	-	-	AA070
廃水処理メッキ汚泥	金・銀・パラジウム・ニッケル・銅の回収	米国	80	80	20	1	-	-	AA120
ハンダくず	鉛の回収	ベルギー	500	-	-	-	-	-	AA030
総量			7,400	12,900	2,926				
件数			6	6		39			

注: \*の輸出案件は平成10年以前に通告がなされたものであるが、輸出承認及びそれに伴う移動書類の交付は平成11年中に行われたため、本表に掲載した。従って、「相手国への通告」の総量及び件数の集計は、これらの輸出案件を含まない。

表1 日本が輸出しているバーゼル条約対象品目の詳細な状況(平成8年~15年)(2/2)

平成12年

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量(トン)	輸出承認の 重量(トン)	移動書類の交付		廃棄物の分 類(Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	付属書 番 号	OECD リスト
					重量(トン)	件数				
鉛蓄電池のくず	鉛の回収	韓国	*4500	*4500	480	9	31	13	-	AA170
ハンダのくず	鉛の回収	ベルギー	*400	*400	145	3	25,31	12	-	AA070
コバルト・タングステン・タンタルの くず	コバルト・タングステン・タンタルの 回収	ドイツ	*1420	*1420	30	1	-	-	-	AA070
メッキ排水処理汚泥	金属の回収	米国	*80	*80	20	1	22	12	-	AA120
ハンダのくず	鉛・錫の回収	ベルギー	*500	500	256	8	31	11	-	AA030
鉛スクラップ	鉛の回収	韓国	2,400	2,400	420	8	31	13	-	AA170
四エチル鉛混合部	四エチル鉛の再利用	英国	8	8	8	1	31	3.6,1	-	RC030
レンズ付フィルム	再利用、リサイクル	米国	1,560	1,560	521	15	31	13	-	AD130
リチウムイオンバッテリーのくず	コバルトの回収	カナダ	600	600	32	1	-	-	-	AA180
レンズ付フィルム	再利用、リサイクル	韓国	780	780	78	3	31	13	-	AD130
ハンダのくず	鉛・錫の回収	ベルギー	400	400	100	1	31	12	-	AA070
ハンダのくず	鉛・錫の回収	ベルギー	500	-	-	-	31	11	-	AA030
鉛スクラップ	鉛の回収	韓国	1,200	1,200	-	-	31	13	-	AA170
被覆電線	銅の回収	中国	2,000	-	-	-	31	11	A1020	-
被覆電線	銅の回収	中国	2,000	-	-	-	31	11	A1020	-
廃パチンコ台	再利用、リサイクル	中国	7,844	-	-	-	31	11	A1180	-
総量			19,292	7,448	2,090					
件数			11	8		51				

注: \*の輸出案件は平成11年以前に通告がなされたものであるが、輸出承認及びそれに伴う移動書類の交付は平成12年中に行われたため、本表に掲載した。従って、相手国への通告の総量及び件数の集計は、これらの輸出案件を含まない。

平成13年

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量(トン)	輸出承認の 重量(トン)	移動書類の交付		廃棄物の分 類(Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	OECD リスト
					重量(トン)	件数			
レンズ付きフィルム	再利用、リサイクル	米国	*708	*708	217	4	31	13	AD130
リチウムイオンバッテリーのくず	コバルトの回収	カナダ	*600	*600	568	4	-	-	AA180
レンズ付きフィルム	再利用、リサイクル	韓国	*780	*780	184	8	31	13	AD130
ハンダのくず	鉛・錫の回収	ベルギー	*400	*400	201	7	25,31	12	AA070
ハンダのくず	鉛・錫の回収	ベルギー	*50	500	84	4	31	11	AA030
鉛スクラップ	鉛の回収	韓国	*1200	*1200	110	1	31	13	AA170
レンズ付きフィルム	再利用、リサイクル	米国	946	946	151	2	31	13	AD130
総量			946	1,446	1,515				
件数			1	2		30			

注: \*の輸出案件は平成12年以前に通告がなされたものであるが、輸出承認及びそれに伴う移動書類の交付は平成13年中に行われたため、本表に掲載した。

平成14年

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量(トン)	輸出承認の 重量(トン)	移動書類の交付		廃棄物の分 類(Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	OECD リスト
					重量(トン)	件数			
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	500	500	388	5	25,31	12	AA070
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	500	500	256	6	31	11	AA030
鉛スクラップ	金属回収	韓国	2,400	-	-	-	31	13	A1160
鉛スクラップ	金属回収	韓国	2,400	2,400	180	1	31	13	A1160
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	再生利用	韓国	2,400	-	-	-	31	13	A1160
水銀(蛍光灯)	再生利用	ドイツ	2	-	-	-	29	11	A1010
総量			8,202	3,400	824				
件数			6	3		12			

平成15年

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量(トン)	輸出承認の 重量(トン)	移動書類の交付		廃棄物の分 類(Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	OECD リスト
					重量(トン)	件数			
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	*500	*500	20	1	25,31	12	AA070
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	*2400	*2400	750	3	31	13	A1160
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	*2400	*2400	210	2	31	13	A1160
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	*500	*500	187	4	31	11	A1020
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	500	500	280	5	25,31	12	A1020
シュレッダーダスト	リサイクル試験	スイス	0.3	0.3	0.3	1	22,23,31	11	A3120
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	5,000	5,000	1,400	6	31	11	A1160
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	5,000	5,000	3,661	14	31	11	A1160
水銀(蛍光灯)	金属回収	ドイツ	2	2	2	1	29	11	A1010
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	2,000	-	-	-	31	13	A1160
ハンダのくず	金属回収	ベルギー	500	-	-	-	31	11	A1020
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	2,400	-	-	-	31	11	A1160
廃硝酸カリウム	金属回収	カナダ	20	-	-	-	30	5.1	A1030
鉛灰、鉛滓	金属回収	韓国	2,400	-	-	-	31	12	A1160
鉛スクラップ(鉛蓄電池)	金属回収	韓国	1,000	-	-	-	31	13	A1160
総量			18,822	10,502	6,510				
件数			11	5		37			

注1: \*の輸出案件は平成14年以前に通告がなされ、又は輸出承認を得たものであるが、輸出承認又は輸出移動書類の交付は平成15年中に行われたため、本表に掲載した。

注2: 都合により輸出を行わなくなったものは本表には含まれない。

出所: 経済産業省および環境省資料

## 15 中国における不適正処理に関する報告事例

先進国から中国などの発展途上国に輸出された廃棄物が、環境汚染を引き起こしているとの指摘が、NGOや現地の報道機関等からなされている。  
パーゼルアクションネットワーク(BAN)がまとめた「Exporting Harm」やグリーンピースチャイナ他による最近の報告では、先進国から中国に輸出された廃電気電子機器による環境汚染が指摘されている。

中国における廃電気電子機器の解体・処理の実態として、「Exporting Harm」に掲載されている事例の一部。  
(写真の下にある日本語の解説は、「Exporting Harm」において記載されている解説を訳したもの)



Worker without respiratory protection brushing carbon black toner from printer cartridge into bucket. © BAN

呼吸器を保護せずに、プリンターのカートリッジから黒色トナーをバケツにはき出している作業員



Dismantler cracking a monitor to remove the copper yoke. The rest of the CRT is dumped. © BAN

銅を取り除くためのモニターの解体作業  
残りのブラウン管は埋立処分される。



Open burning of wires and other parts are common to recover metals such as steel and copper. Dioxins and furans can be expected due to the use of PVC and brominated flame retardants. © BAN

鉄や銅を取り除くためにワイヤーやその他のパーツが野焼きされることは一般的である。PVC や臭素系難燃剤が利用されているため、ダイオキシン類やフラン類の発生が懸念される。



Broken CRTs awaiting land disposal after the copper yoke has been removed in Guiyu, China. © BAN

中国、貴州(貴嶼)において銅が取り除かれた後の破損したブラウン管は、この後、埋立処分される。

出所: The Basel Action Network 「Exporting Harm」より作成

図1 中国における廃電気電子機器の解体・処理例 (BANの「Exporting Harm」より)

グリーンピースと Chinese society for Environment Science による報告から抜粋

- ・ 浙江省台州市の港には、様々な種類のミックスメタルスクラップが大量に集められており、一日中荷下ろしが行われている。数百台ものトラックが、日本や韓国から来た積み荷を取るために列をなしている。
- ・ ミックススクラップの中には、トランス (TRANSFORMER CARCASSES) や破壊されたコンピューター、モーター、電気製品等が含まれていることが確認された。
- ・ このような方法による廃家電の輸入は、適切な書類と輸出国からの承諾がない限りバーゼル条約に反する。また、バーゼル条約のみならず、中国における国内法においても違法な行為である。
- ・ 中国の政府機関が廃棄物及び中古資源 (Old Materials) として輸入を許可しているのは、廃鉄や古紙、廃家電を除く数種に限られている。
- ・ 台州市と温嶺市では、数千人もの労働者がノミやハンマーを用いて、廃スクラップを各種金属に分別している。
- ・ さらに、プラスチック製の絶縁体やホースから金属を取り除くために、非常に有害な方法による廃棄物の燃焼が行われている。
- ・ 何ら保護衣を着用せず、トランスを解体し、オイルを抜き出している現場を目撃した。現地では、トランスオイルに PCBs が含有されていることは知られていない。抜き出したオイルは処理された後、工場に売却されている。



出所：Greenpeace China ホームページ

出所：Greenpeace China ホームページより作成

図2 グリーンピースと Chinese Society for Environmental Science による報告概要

## 16 日本企業による違法な輸出事例

1999年、栃木県小山市の産業廃棄物処理業者（ニッソー）が医療廃棄物を再生用古紙と偽り、フィリピンに輸出した事件が発覚した。

輸出前に日本で行われた積荷検査報告書には、「リサイクル用古紙 80%、プラスチック 20%」と記載されていたが、実際は、注射器や酸素ボンベ、使用済みの紙おむつ、包帯などの医療系廃棄物が混入していたとのこと。

フィリピンに陸揚げされた廃棄物は約2,100トンであり、マニラ首都圏（人口約1千万人）における廃棄物発生量のほぼ半分に相当する。

1999年12月、バーゼル条約違反であるとして、フィリピン政府より日本政府に廃棄物の回収が要求された。これは、1993年に同条約に加盟した日本にとって初の回収・処理事例となった。

2001年4月、日本政府は排出者責任を明確にするために、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を強化し、改正産業廃棄物処理法を施行している。

表1 ニッソー事件の経緯

年 月 日	
1999年 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貿易商と「古紙の売買」という偽装契約を結び、虚偽の輸出申告を東京税関に提出。（輸出前の積荷検査報告書には、「リサイクル用古紙 80%、プラスチック 20%」と記載）</li> <li>・ 廃プラスチックなど大量の産業廃棄物（医療系廃棄物）をフィリピンに輸出。</li> <li>・ 1999年10月末までに、約2,100トンを違法輸出。</li> </ul>
1999年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィリピン税関局が、医療系廃棄物の混入を発見。</li> <li>・ フィリピンの環境天然資源省は、「感染性の疑いあり」と判断。</li> </ul>
1999年12月	第五回バーゼル条約締約国会議において、有害廃棄物の輸出入に伴う損害賠償に関する議論がなされた。
12月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バーゼル条約違反であるとして、フィリピン政府は日本政府に対してごみの回収を要求。</li> </ul>
12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マニラ南港において、通産省、厚生省、環境省、外務省の関係4省庁を中心とした日本政府による調査開始。</li> </ul>
12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本政府の調査団は、「感染性のある有害廃棄物の疑いが強い」と判断。</li> <li>・ 廃棄物全量撤去の方針を表明。</li> </ul> <p>日本政府が海外に輸出された廃棄物を代執行で回収する初めての事例である。 廃棄物の全量回収には、約2億8,000万円を要した。</p>
12月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マニラ南港から日本への強制送還作業。</li> </ul>
2001年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本政府は排出責任の明確化を目的に産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を強化し、改正産業廃棄物処理法を施行。</li> </ul>
2002年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物を不法輸出した罪でニッソー社長に懲役4年、罰金500万円の実刑判決（宇都宮地裁）。</li> </ul> <p>ニッソーはフィリピンへの不法輸出の他、栃木県や茨城県、長野県内に産業廃棄物を不法投棄していた。</p>

出所：朝日新聞(2000.12.22、2002.03.20)および下野新聞社ホームページより作成

## 17 各国の中古製品・循環資源に係る輸入規制

### <中国>

中国では、1998年1月1日以降、「中古機電製品輸入管理強化に関する通知」に基づき、中古電子・電気機器の輸入に際して「機電輸出入司」の許可が必要であるとされ、許可がない中古電子・電気機器の輸入は禁止されている。また、廃中古電子・電気機器についても、2000年4月以降、一律輸入禁止となっている。

2003年12月の告示111号により、2004年7月1日から中国向けに再生資源の輸出を行う外国企業に対する書面審査等による登録制度が実施されることが定められた。臨時登録申請は2004年5月から開始されている。

2004年5月に、中国国家質量監督検閲検疫総局の2004年公告47号が出され、日本から中国への廃プラスチックの船積前検査が暫定的に停止され、日本からの中国向け廃プラスチックの輸出が一時的に禁止されることになった。

### <香港>

香港では、戦略物資、備蓄物資、冷凍、冷蔵肉・鶏肉、殺虫剤、放射性物質、放射線照射装置、薬剤、医薬品、繊維、オゾン消耗物資繊維製品の輸入に関して規制が設けられている他、廃棄物の輸入についても規制が設けられている。

### <韓国>

廃棄物預託金・負担金納入対象品目及び様々な廃棄物の輸入に関して規制が設けられている。

### <台湾>

廃鉛酸バッテリーについて、輸入規制が設定されている。

### <シンガポール>

シンガポールでは、廃亜鉛電池、廃カドミウム電池、廃水銀電池が輸入管理品目となっている。また、使用済みタイヤや更生タイヤも輸入管理品目になっている。

### <タイ>

タイでは、工業省工場局が2003年9月26日に通知を出し、利用目的別に中古電子・電気機器の輸入規制を定めている。販売/リユース目的の場合は、製造日から3年を超える中古電子・電気機器の輸入を禁止している。また、分別/リサイクル目的の場合は、経済的に価値があること、登録工場が処理可能であること、バーゼル条約の加盟国からの輸入である場合にのみ輸入を認めている。

タイでは、モーターバイクの中古エンジンの輸入が禁止されている。

### <マレーシア>

マレーシアでは廃棄物、ぼろ及びくずに関する輸入規制が設けられている。

### <インドネシア>

インドネシアでは、中古機械（中古車含む）の輸入禁止品目がHSコードに基づき定められている。また、ぼろ及びくず（HS6310.90.000）の輸入が禁止されている。

### <フィリピン>

フィリピンでは、1966年6月6日共和国法第4653号に基づき、古着・ぼろの輸入が禁止されている。

### <ベトナム>

ベトナムでは、布、衣類、靴、サンダル、衣服、電子製品、冷蔵庫、家庭用電気機器、内装用の家具・製品、ゴムやガラス、陶磁器、プラスチック等を含んだ家庭用製品といった幅広い品目に関して、中古のもの輸入を禁じている。また、資源についても、有害な不純物を含まないことが条件となっている。

表1 中古製品・循環資源に係る輸入規制の状況

	中古家電・使用済み家電	古着・ぼろ	廃棄物	その他
中国	中古家電： 許可制	使用済み家電： 禁止	古着：禁止 禁止	
香港		許可が必要	承認が必要	
韓国			規制対象	廃棄物貯蔵金・負担金納入対象品目
台湾			規制対象 (廃鉛酸バッテリー等)	
シンガポール			規制対象 (廃亜鉛電池等)	使用済みタイヤ及び更生タイヤ
タイ	中古家電： 条件付で認められている。 販売/リユース目的での輸入に関して、3年未満のものであること等の条件が設定されている。	使用済み家電： 条件付で認められている。 分別・リサイクル目的での輸入に関して、経済的に価値がある等の条件が設定されている。	規制対象	
マレーシア		ぼろ及びくず： 規制対象	規制対象	
インドネシア	規制	ぼろ及びくず： 禁止	製造材料とする場合および製造材料の不足を埋める場合を除き有害廃棄物の輸入禁止 (OECD 非加盟国からの中古車バッテリーは輸入可能)	
フィリピン		禁止	有害廃棄物の国内持ち込みを禁止	中古タイヤ・チューブに関して規制あり
ベトナム	禁止	禁止	規制対象 (有害化学物質を除いたもののみ輸出可能)	

注1：空欄は規制なし、もしくは規制情報を入手できず。

注2：黒い網掛け・白地は当該品目が輸入禁止になっているもの、薄い網掛けは当該品目に関して何らかの規制が存在するもの。

注3：大まかな状況を示すために作成したものであり、実際に輸出入を実施する場合は各国の税関等に問い合わせ確認すること。

出所：各種資料より作成



<中国>

表2 中国における中古製品・循環資源の輸入規制

年	規制の名称	担当機関	中古製品・循環資源の輸入に係る規制の内容
1996年	「廃棄物輸入環境保護管理規則規定」	国家環境保護局、対外貿易経済合作部、税関総署、国家工商局、国家商検局	「国家が輸入を制限する原料として使用可能な廃棄物リスト(第1類~第10類)」を作成し、その第7類(電気機器などの金属類の分類)廃棄物として次のもの等を定めた。各産業廃棄、コンピュータ、電気商品、廃テレビ、廃棄ケーブル、産業廃棄(非鉄付金属、スクラップ)等
1997年1月22日	「中古機電製品輸入管理強化に関する通知」	国家経済貿易委員等	1998年1月1日より、中古機電商品の輸出入は「機電輸出入司」からの許可が必要で、許可がない中古機電商品は一切輸入禁止とする、とした。
1998年10月5日	「機電製品輸入管理強化に関する補充通知」	対外貿易経済合作部、税関総署、国家輸出入商品検査検疫局	「重点中古機電製品輸入リスト」を公表、1998年11月よりリスト対象製品と対象外製品に分けて、輸入規制を実施している。  <b>重点中古機電製品輸入リスト</b> (1998年10月5日公布) (1)圧力容器類(15品目)(2)放射性類(4品目)(3)建設機械類(24品目) (4)電気製品類(99品目)(5)医療器械類(12品目)(6)食品機械類(10品目) (7)農業機械類(6品目)(8)印刷機械類(6品目)(9)繊維機械類(39品目) (10)写真設備(4品目)(11)ゲーム機類(5品目)(12)1980年以前製造の機械 (以上12種224項目)
1998年4月27日		国家環境保護総局	産業廃棄物(非鉄付金属、スクラップ)の中には廃プリンタと廃パソコンを含むこととするという発表がなされた。
2000年1月24日	「第7類廃棄物輸入関連問題に関する通知」	国家環境保護総局、中華人民共和国対外貿易経済合作部、中華人民共和国税関総署、中華人民共和国国家出入国検査検疫局の連名	1.2000年2月1日より、国家環境保護総局が輸入を承認する第7類廃棄物には、廃棄テレビ及びブラウン管、廃棄冷蔵庫、廃棄エアコン、廃棄電子レンジ、廃棄コンピュータ、廃棄コンピュータディスプレイ及びブラウン管、廃棄コピー機、廃棄ビデオカメラ、廃棄電気炊飯器、廃棄ゲーム機(加工貿易は除く)廃棄有線電話機(磁気カード、コイン式電話機は除く)等の廃棄電気製品が含まれないものとする。 これ以前に既に輸入許可証を発行し、2000年3月31日以前に輸入したものは従来の規定に従い処理する。2000年4月1日以降は、前記の廃棄電気製品は一律輸入禁止とし、税関はその検査・通関をストップする。 2.今後、廃棄モーターの輸入を許可する場合、輸入許可証の輸入廃棄物ナンバー欄に銅廃砕料の商品番号を明記し、輸入廃棄物名称の後に「回収銅」と明記する。廃棄電線ケーブルと廃棄金物電気の輸入を許可する場合、銅廃砕料とアルミ廃砕料の商品番号を明記し、輸入廃棄物名称の後に「回収銅、回収アルミ」と明記する。
2001年1月23日	「原料としての輸入制限廃棄物の目録」	中華人民共和国対外貿易経済合作部、政府部門	11類の廃棄物を含む。第9類は銅を中心にして回収される廃電気品(廃コンピュータ、廃ケーブル、産業廃棄商品)、第10類はアルミを中心にして回収される廃電線(電線、産業廃棄商品)とされた。
2002年1月18日	「廃棄物調整の輸入環境保護管理に関する問題通知」	国家環境保護総局	輸入許可管理類の目録原料として、銅廃棄物中に産業廃棄、廃棄電源ケーブル、廃コンピュータを除くもの、アルミニウム廃棄物中に産業廃棄(非鉄付金属、スクラップ)、廃電源ケーブル、廃コンピュータを除くものと規定した。
2003年12月15日	2003年公告115号	中国国家品質検査検疫総局	中国向け再生資源の輸出を行う外国企業に対する書面審査などによる登録を義務づける。登録制は2004年7月1日より実施、臨時登録申請は今年1月1日からの開始。
2002年12月19日	「輸入中古機電製品検査監督管理規則」	中国国家質量監督検査検疫総局	2003年5月1日から、中国向け中古機電製品に対する検査を強化。一部中古機電製品に対しては、船積み前事前検査を義務づける(その対象品目並びに輸出国における検査機関については触れていない)
2003年4月24日	中国国家質量監督検査検疫総局公告2003年第39号及び中国国家質量監督検査検疫総局公告2003年第40号	中国国家質量監督検査検疫総局	施行を8月1日に延期(40号) 全ての中古機電製品は、貨物到着90日前までに、国家質検総局或いは直属の検査検疫局(地方における国家質検総局直属の検査検疫局)に届出。 中央の国家質検総局に届出る中古機電製品リストは公告39号に掲載。その他の中古機電製品は直属の検査検疫局に届出る。 船積み前事前検査の対象となる中古機電製品は次の通り。 人身の健康・安全、衛生、環境保護に係わる大型中古設備:HSコード及び具体的な製品名は明記されていない。 貿易主管部門が許可し、かつ特殊な必要性がある製品:具体的な製品名は明記されているが、例として挙げられているのみである。よって明記されていない品目も対象となる可能性がある。また輸入禁止となっている品目(自動車など)が一部含まれている。 8年前以上に製造された機電製品:未使用であっても、中古の範疇に含まれると考えられる(「輸入中古機電製品検査監督管理規則」第3条を参照)
2004年5月8日	2004年公告47号	中国国家質量監督検査検疫総局	「暫定的に日本から中国への廃プラスチックの船積み前検査を即日中止する」との通達を出した(事実上、日本からの中国向け廃プラスチックの輸出は一時停止)がストップした。 日本を原産国とするすべての廃プラが対象であり、経由地を問わずに全て対象となる。
2004年5月12日	2004年公告48号		対中輸出事業者登録に関して即日からの受け付けを開始すると発表

出所:日本国際貿易促進協会ウェブサイトの情報等より作成

## <韓国>

### 1. 輸入禁止品目

関税法第234条（輸出入の禁止）に基づき、次の物品は輸入禁止となっている。

- 1 憲法秩序を紊乱し、または公共の安寧秩序若しくは風俗を害する書籍、刊行物、図画、レコード、ビデオ、彫刻その他これに準じる物品
- 2 政府の機密を漏えいし、または諜報活動に使用される物品
- 3 貨幣、債権その他有価証券の偽造品、変造品または模造品

輸出入関連告示（輸入規制/禁止品目リスト）にあげられている品目のカテゴリー

- ・ 麻薬
- ・ 向精神性医薬品
- ・ 野生鳥獣類
- ・ 国際的に絶滅の危機に瀕している種
- ・ 生態系に危害を及ぼす外来動物種
- ・ 絶滅の危機に瀕している野生動物及び保護野生動物
- ・ 輸入禁止植物、禁止地域及び禁止病虫害
- ・ 廃棄物貯蔵基金・負担金納入対象品目
- ・ 有害特定化学物質
- ・ red list of waste
- ・ list B of wastes of the basel convention
- ・ Green list of wastes under OECD System

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト（ジェットロ海外情報ファイル(JETRO-FILE)）

## <台湾>

### 輸入品目規制

ネガティブリストによる輸入品目規制を行っている。

### 輸入管理制度

WTO加盟を目指して原則許可、例外制限の方式を採り、94年7月1日以降は国際条約、貿易協定或は国防、治安、文化、衛生、環境・生態保護または政策に要するものにかかわるネガティブリスト（輸入制限品目表）を以て輸入管理制度を実施してきており、2002年1月WTO加盟後はWTO規範に合致している。

### <ネガティブリストの構成>

第一リストは輸入規制品目として、經濟部国際貿易局の個別許可を元に輸入許可証が発行されないと輸入できないもの。

第二リストは条件付許可輸入品目で、一定の条件（検疫主管機関の同意書添付など）を満たしてから、経貿局より輸入許可証が発行される。

ネガティブリスト以外の品目は原則輸入許可証不要で、直接税関に通関手続することができるが、別途法令に従い各主管機関の許可書またはライセンスを要するものは、「委託査核輸入品目表」に従い、税関が委託を受けた通関時照合を経て通関が可能になる。

2003年9月1日現在、自由輸入品目で輸入許可証免除される品目が10,117品目（94.34%）に達している。

### <ネガティブリスト輸入規制一覧>

第一リスト輸入規制品目、58品目（シェア0.54%）

第二リスト条件付許可輸入品目549品目（シェア5.12%）

自由輸入品目10,117（シェア94.34%）

### <主たる輸入規制品目>

1. 銃器、銃弾、爆薬、毒ガスおよびその他兵器（パーツ、部品含む）
2. 毒品危害防止条例所定毒品、製剤および関連の種子（ケシ、コカ、大麻）
3. 一時に密輸取締時見積時価がNTドル10万円または千キログラムを超える輸入税則第1章から第8章のもの（生きた動物、肉・食用雑類、魚・水産物等、乳製品、卵、蜂蜜、動物産品、生木およびその他植物、野菜類、フルーツ）並びに米、ピーナツ、茶およびその種。

なお、ディーゼルエンジンの車両は、輸入規定番号により、輸入禁止とされている。また、上記主たる輸入規制品目のグループには該当しないが、個別的なものとして犬肉、河豚、廃鉛酸バッテリーなどが輸入規制品目に含まれている。

（出所：經濟部国際貿易局）

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト（ジェットロ海外情報ファイル(JETRO-FILE)）

## <シンガポール>

### ・輸入禁止品目

以下の6品目は、輸入禁止品目と定められている。

1. 大蔵省 (MOF) シンガポール税関局 (Singapore Customs)
  - (1) チューインガム
  - (2) 粗ダイヤモンド (リベリア原産のもの)
  - (3) 丸太・材木 (リベリア原産のもの)
2. 農食品・家畜庁 (AVA : Agri-food and Veterinary Authority)
  - (1) サイの角 (加工品、未加工品、粉末等を含む)
3. シンガポール警察ライセンス部・武器・爆薬課 (A&E : Arms and Explosives Licensing Division)
  - (1) ピストル型 / リボルバー型のライター
  - (2) 爆竹

### ・輸入管理品目

以下の47品目を輸入する場合、当該品目を所轄する省庁、政府機関に事前登録し、輸入ライセンスを取得する必要がある。

1. 大蔵省 (MOF) シンガポール税関局 (Singapore Customs)
  - ・コンパクトディスク (CD)、CD-ROM、ビデオCD (VCD)、デジタルビデオディスク (DVD)、DVD-ROM のマスター製造機械、複製機械
2. シンガポール国際企業庁 (International Enterprise Singapore)
  - ・コメ (米糠を除く)
3. 農産物・家畜庁 (AVA : Agri-food and Veterinary Authority)
  - (1) 輸出入部 (Import & Export Division)
    - ・動物・鳥類および同製品
    - ・動物および鳥類の肉・同製品
    - ・魚介類・同製品 (魚類、甲殻類、軟体動物)
    - ・果実 (生鮮品、冷蔵品に限る)
    - ・野菜 (生鮮品、冷蔵品に限る)
    - ・朝鮮人参の根
    - ・植物 (土の有無は問わない)、花、種子
    - ・飼料用脱脂粉乳、マレーシア (マレー半島部、サバ州、サラワク州) 産のフレッシュミルク、脱脂粉乳、殺菌牛乳
    - ・家畜用医薬品
    - ・有機肥料
    - ・ワシントン条約で定められた材木・木材
  - (2) 食品管理部 (FCD : Food Control Division)
    - ・食料品 (生鮮・冷蔵の野菜・果物を除く)
    - ・食卓用食器・台所用品 (陶磁器製、リード・クリスタル製のもの)
4. 国家環境庁 (NEA) 汚染管理部 (PCD : Pollution Control Department)
  - ・石綿セメント製品 (アスベスト製品)
  - ・一次電池 : アルカリ電池、亜鉛電池、水銀電池
  - ・電池 (廃棄物) : 亜鉛電池、カドニウム電池、水銀電池
  - ・化学物質 (毒物・危険物、殺虫剤)
  - ・フロンガス (CFC)
  - ・ディーゼル油、ディーゼル燃料
  - ・ハロン
  - ・表面活性剤 (陰イオン性のもの)
5. 保健省疫学・疾病管理部 (E&DC : Epidemiology & Disease Control Department)
  - ・ヒトの病原体 (human pathogens)
6. 保健科学庁 (HSA : Health Sciences Authority)
  - (1) 医薬品管理センター・化粧品管理課 (CCU : Cosmetic Control Unit)
    - ・化粧品 (薬用ローション、薬用クリーム (スキン / フェイス用) を除く)
    - ・染髪用製剤・ヘアケア用製剤 (有毒物質を含まないもの)
  - (2) 医薬品管理センター・製品評価・登録部 (PER : Product Evaluation & Registration Division)
    - ・薬剤、薬物、医薬品
    - ・染髪用製剤・ヘアケア用製剤 (有毒物質を含むもの)
  - (3) 放射線保護センター (CRP : Center for Radiation Protection)
    - ・放射線照射装置
    - ・放射性物質
7. 情報通信開発庁 (IDA) ライセンス部 (Licensing Department)
  - ・通信機器

[1] 無線通信機器 (ただし、GSM 方式で周波数帯域 890 ~ 915MHz、935 ~ 960MHz に対応した携帯電話、ワイヤレススピーカー、ワイヤ

レスマイクは輸入禁止)

[2]有線通信機器(ファックス機、電話など)

[3]通信機能を有する放送受信機(アンプ、チューナー、衛星テレビ放送受信機など)

・おもちゃのトランシーバー

8. メディア開発庁(MDA: Media Development Authority)

・カートリッジ、カセット、音楽用CD(録音前のもの)

・フィルム、映画、ビデオ、レーザーディスク

・レコード

・テープ(録音前のもの)

・出版物

9. 人材省(MOM) 職業安全局(OSD: Occupational Safety Department)

・工業安全用ヘルメット

・工業安全用品(ベルト、ハーネス、命綱、安全綱、ネット)

10. シンガポール警察(Singapore Police Force)

(1)ライセンス部・武器・爆薬課(A&E: Arms and Explosives Licensing Division)】

・武器、爆薬

・身体防護服(防弾チョッキを含む)

・手錠

・鉄製ヘルメット

・ニトロ・セルロース(硝化綿)

・おもちゃの銃、ピストル、リボルバー

(2)ライセンス部・公共娯楽ライセンス課(PELU: Public Entertainments Licensing Unit)

・娯楽用機械(コインやディスクで稼動するもの。ピンボール台、シューティング・ギャ

ラリーなどを含む)

11. 内国歳入庁(IRAS) 遺産税コミッショナー(CED: Commissioner of Estate Duties)

・スロットマシン、ジャックポット機械

12. 内務省(MHA) 中央麻薬取締局(CNB: Central Narcotics Bureau)

・ケシの種子(kaskas)

・先駆物質(Precursor chemicals)

13. National Authority, CWC (Chemical Weapons Convention)

・毒物、先駆物質(toxic & precursors)

出所: (独)日本貿易振興機構ウェブサイト(ジェトロ海外情報ファイル(JETRO-FILE))

## <タイ>

### 中古の電子・電気機械器具に係る輸入規制<sup>1</sup>

#### 対象製品

- |  |  |
|--|--|
| 1.1 冷蔵庫(CFCs含有の家庭用冷蔵庫は商業省通知(No. 120),<br>B.E. 2540で輸入禁止) | 1.16 電話機                               |
| 1.2 テレビ  | 1.17 F A X                             |
| 1.3 ラジオ  | 1.18 電報送受信機                            |
| 1.4 ビデオ  | 1.19 計算機                               |
| 1.5 DVD  | 1.20 電子タイプライター                         |
| 1.6 V C D  | 1.21 コピー機                              |
| 1.7 テープカセットプレーヤー   | 1.22 携帯電話                              |
| 1.8 エアコン   | 1.23 コンピュータ及びモニター、プリンタ、スキャナー等の周<br>辺機器 |
| 1.9 洗濯機  | 1.24 扇風機                               |
| 1.10 衣類乾燥機   | 1.25 冷水装置                              |
| 1.11 ドライ洗濯機  | 1.26 ヘアドライヤー                           |
| 1.12 炊飯器   | 1.27 電気アイロン                            |
| 1.13 電気ポット   | 1.28 盗難探知機                             |
| 1.14 電子レンジ   | 1.29 冷蔵庫に使われるコンプレッサー                   |
| 1.15 電気オーブン  |  |

#### 製品の輸入に関する規制

<sup>1</sup> “Notification of Department of Industrial Works Re: Criterion for Import of Used Electrical and Electronics Equipment Considered as Hazardous Substances into Thailand” Criterion for Import of Used Electrical and Electronics Equipment (EEE)

表3 製品の輸入に関する規制

目的	製品の輸入に関する規制
販売 / リユース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造された原型で利用されること</li> <li>・ 製造された日より3年未満であること (例外: コピー機 / 製造された日より5年以上経過していないこと)</li> <li>・ 製品がタイの工業規格と同等の規格を取得していること</li> <li>・ 製造業者もしくは工場局認定機関の輸入前6ヶ月以内の品質保証文書が添付されていること。</li> </ul>
修理 / 改良	<p>&lt; 輸出した製品が、修理 / 改良目的のためにタイに戻された場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再入国文書もしくは関税局からの輸出文書のコピーを提示する必要がある。</li> </ul> <p>&lt; 修理 / 改良目的のためにタイに輸入された場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的に製品を国外に出すことを示す保証文書を工場局に示す必要がある。すべての壊れた部品もまた国外に出す必要がある。輸出業者は、輸出から30日以内に輸出文書を工場局に示す必要がある。</li> <li>・ タイ国内で生産された使用済みの電子・電気機器については、壊れた部品を海外に出す必要はないが、それらの部分の処理計画を工場局に示す必要がある。</li> </ul>
本来の製品に使用するために、改造 / 改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的に価値があること</li> <li>・ 登録工場 (下記参照) が処理可能な輸入量であること</li> </ul> <p>輸入業者に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入された電子・電気機器を改造 / 改良する能力と効率のある、登録された工場を持つこと</li> <li>・ 原輸出国が工場からの廃棄物を戻すことを認めていること。あるいは、工場局が認める廃棄物を処分する登録工場を有していること</li> </ul>
分別 / リサイクル目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的に価値があること</li> <li>・ 登録工場 (下記参照) が処理可能な量であること</li> <li>・ パーゼル条約の加盟国からの輸入であること</li> </ul> <p>輸入業者に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入された電子・電気機器を分別 / リサイクルする能力と効率のある、タイプ 105 もしくは 106 の工場を持っていること。</li> <li>・ 原輸出国が工場からの廃棄物を戻すことを認めていること。あるいは、工場局が認める登録された廃棄物処分施設を有していること</li> </ul>

部品の輸入規制

1.1 冷蔵庫 ~ 1.28 盗難探知機の部品 / コンポーネントは、タイプ3の有害廃棄物に分類される。

表4 部品の輸入に関する規制

目的	輸入に関する規制
販売 / リユース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造された原型を保っていること</li> <li>・ 製品がタイの工業規格と同等の規格を取得していること</li> <li>・ スペアパーツのみに利用されること</li> </ul>
修理 / 改良	<p>&lt; 輸出した製品が、修理 / 改良目的のためにタイに戻された場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再入国文書もしくは関税局からの輸出文書のコピーを提示する必要がある。</li> </ul> <p>&lt; 修理 / 改良目的のために一時的にタイに輸入された場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的に製品を国外に出すことを示す保証文書を工場局に示す必要がある。すべての壊れた部品もまた国外に出す必要がある。輸出業者は、輸出から30日以内に輸出文書を工場局に示す必要がある。</li> </ul> <p>&lt; 修理 / 改良目的のためにタイに輸入された場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子・電気機器の部品 / コンポーネントは、工場 / ビジネス (下記参照) が利用可能な輸入量であること</li> </ul>
本来の製品に使用するために、改造 / 改良	<p>輸入業者に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入された電子・電気機器を改造 / 改良する能力と効率のある、登録された工場を持つこと</li> </ul>
分別 / リサイクル目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的に価値があること</li> <li>・ 登録工場 (下記参照) が処理可能な量であること</li> <li>・ パーゼル条約の加盟国からの輸入であること</li> </ul> <p>輸入業者に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入された電子・電気機器を分別 / リサイクルする能力と効率のある、タイプ 105 もしくは 106 の工場を持っていること。</li> <li>・ 原輸出国が工場からの廃棄物を戻すことを認めていること。あるいは、工場局が認める登録された廃棄物処分施設を有していること</li> </ul>

例外事項

- ・6ヶ月以内の短期間輸入される場合
- ・個人利用もしくはビジネス利用を目的とした適度の量の利用であること。
- ・国連/国際法/国際協定/外交特権に関連した輸入であること
- ・国際会議で利用するための適度の量であること
- ・石油法の下に設置された委員会の指示による石油ビジネス活動のための輸入であること

## モーターバイクの中古エンジン、部品及び備品

- ・1998年9月9日付け1998年商 務省告示(第129号)に基づき禁止
- ・排気量が50cc以下、前方と後方の車輪の内径が10インチ以下のモーターバイクの中古エンジン、部品、備品は輸入禁止
  - 輸入関税コード8407.31による排気量が50cc以下のモーターバイクの中古エンジン
  - 輸入関税コード8714.19によるモーターバイクの車体、車輪を支える両側の鉄枠、内径10インチ以下の車輪
  - 輸入関税コード72.04及び76.02による、鉄及びアルミの屑及びスクラップとして輸入される、排気量が50cc以下のモーターバイクの中古エンジン、斜体、車輪を支える両側の鉄枠、内径10インチ以下の車輪

出所：ジェットロ・ビジネスライブラリー、『世界の輸入規制情報原ガイド2004』、2004年1月

## <マレーシア>

### 1. 完全輸入禁止品目 (Schedule I)

紙幣を印刷した文物、治安および福祉を損ねる可能性のある表現物、猥褻な絵画、写真、コーランを模写した布、短剣 ナイフ類、68-87Mhz および108-174Mhz で受信される無線機、亜鉛および銅成分が1リットルあたり3.46ミリグラム含有された蒸留酒、亜硝酸、ナトリウム、ピラニア、亀卵、ペン、鉛筆、注射器、毒物、スタンガン(以上すべての地域からの輸入禁止)  
ランブータン、カカオ、ロンガンなどの果実(輸入禁止対象国：インドネシア、フィリピンのみ)

### 2. ライセンス品目 (Schedule II：所轄官庁からの輸入許可を要するもの)

モントリオール協約に基づくすべての品目、米および雑穀、砂糖、重晶石、磁気テープ、未加工の木材、オートバイ用を除くヘルメット、脱穀機、カラーコピー機、オートマチックカセットデッキおよび部品、公共電話関連機器、3000Ghz以下の周波数の受信、受信機、すべての自動車、オートバイおよび関連部品、高速複写機および関連部品、磁気記憶媒体、冷延鋼板、熱延鋼板および亜鉛メッキ鋼板、サッカリン、塩、タバコおよび原料、トラクター、パラボラアンテナおよび関連部品、CDおよび製造機器、造幣機械、造船関係機器、国際協定により定められた薬品、化学品、ユーゴスラビア、イスラエルからの輸入品全品目

### 3. 保護対象品目 (Schedule III：国内製品の保護を目的とした品目、所轄官庁の許可が必要)

乳飲料、キャベツ、コーヒー、シリアル、サバ州およびサラワク州向けセメント、活性土、パティック、鉄鋸、鉄棒、ロッド、合金類、絶縁ケーブルおよび絶縁体(以上、すべての地域からの輸入品を対象とする)

### 4. 条件指定品目 (Schedule IV：輸入方法に所轄官庁より条件が付されているもの)

輸入方法とは政府の指定する検疫制度や危険物など取扱有資格者を要するもの、また警察への届出義務や所轄官庁の指導を意味する。対象品目は大項目で46品目があり、代表的なものには動植物、食料品、**廃棄物、ぼろ及びびくず**、銃刀類がある。詳細は、ジェットロ・ビジネスライブラリー収蔵の「The Malaysian Trade Classification and customs Duties Order 2001」にて検索可能。

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト(ジェットロ海外情報ファイル(JETRO-FILE))(注：「ぼろ及びびくず」の情報を追加)

## <インドネシア>

### 中古機械・スクラップ

#### インドネシア向け中古機械・リサイクル用スクラップ輸出の際の船積前検査について

#### インドネシア向けに中古機械やリサイクル用スクラップを輸出する際に必要な船積前検査について教えて下さい。

中古機械設備の輸入許可を受けた者は、「インドネシア工業商業大臣令(Decree of the Minister of Industry and Trade No.480/MPP/Kep/7/2003)」に基づき、当該中古機械設備がインドネシア輸入後も十分使用できることを証明することが必須条件となっており、そのためには、検査会社による船積前検査が必要です。

一方、リサイクル用スクラップの輸入も、廃棄物(Waste)の輸入に関する「工業商業大臣令(Decree of Ministry of Industry and Trade No.231/MPP/kep/7/1997)」に基づき、船積前検査が義務付けられています。この大臣令はバーゼル条約の国内法ですので、バーゼル条約で規制対象外と規定されている再生用工業原料(現在は殆どが古紙)の輸入は、船積前検査を条件に許可されるのです。

#### 1. 船積前検査対象貨物

インドネシア側の輸入者がインドネシア工業商業省より輸入許可を取得した中古機械及びリサイクル用スクラップ。

#### 2. 船積前検査の手続き、検査方法その他

(1) 検査機関：上記インドネシア工業商業大臣令 No.480/MPP/Kep/7/2003)により、PT Surveyor Indonesia と PT Superintending Company of Indonesia(SUCOFINDO)の2社が指定され、日本においてはそれぞれの代行検査機関である(社)日本海事検定協会とセイフテ

イテック(有)が船積み前検査を行っています。

(2) 検査の申請：輸入者がインドネシア政府から取得した輸入許可証 (Approval Letter) 検査対象物名称、用途、製造国名、メーカー名、製造年月、前ユーザー名、使用開始日と停止日、遊休期間、輸入業者名などと共に、希望検査日、検査場所を明記し検査機関に申請します。

(3) 検査費用：検査費用の支払は検査申請者（輸出者）ですが、輸入者との間で検査費用負担について取り決めがあれば、それに従い当事者間で清算することは差し支えありません。検査費用の額については、検査の場所等に左右されるので、事前に検査機関にお問い合わせください。

(4) 検査事項：中古機械については、物理的状態の目視検査となっており、稼働試験に立会いスクラップでない事を確認します。古紙などのスクラップについては、環境に有害な物質が含まれていない事を確認します。

(5) 検査済証：検査後、Invoice、Packing List、B/L を提出すると検査済証が発給されます。

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト

## ぼろ及びくず

工業商業大臣布告 No.642/MPP/Kep/9/2002 Article 1 に基づき、2002 年 9 月 23 日から、新品中古品に関わらず、ぼろ及びくず (HS6310.90.000) の輸入が禁止されている。

工業商業省ウェブサイト No.642/MPP/Kep/9/2002 が掲載されている。

## その他（有害廃棄物、中古輸送車）

(1) 禁止品目：工業商業大臣布告 No.230/MPP/Kep/7/1997 で、6 品目および有害廃棄物が該当。品目リストは同布告の付録 I に掲載。  
工業商業省 (No.520/MPP/Kep/8/2003) は、危険物および毒性原料廃棄物の輸入を禁止した。同時に、危険 / 毒性原料廃棄物の製造輸入業者 (IP) の認証と、これによって生じたすべての権利が無効となった。

(2) 制限品目：工業商業大臣布告 No.230/MPP/Kep/7/1997 で、197 品目が該当。品目リストは同布告に掲載。

その後の自由化・規制緩和の布告は以下のとおり。

同大臣布告 No.406/MPP/Kep/11/1997：にんにく、小麦、小麦粉、大豆など 8 品目を BULOG (食糧調達庁) から一般輸入業者に開放。

同布告 No.111/MPP/Kep/1/1998：乳製品、丁子、穀類粉、砂糖など計 19 品目を一般輸入業者に開放。

同布告 No.439/MPP/Kep/9/1998：米など 4 品目を BULOG から一般輸入業者に開放。

同布告 No.290/MPP/Kep/6/1999 (自動車輸入自由化)：自動車関連 47 品目を一般輸入業者に開放。

同布告 No.756/MPP/Kep/11/2002：(自動車輸入自由化)：2002 年 11 月まで禁止されていた車両重量 24 トン以上の中古トラック輸入が許可された。

(3) 中古輸送車の輸入規制：

a. 中古商用車：工業商業大臣決定 No.756/MPP/Kep/12/2003 にて、中古輸送車の条項を変更。新決定ではタイプ、サイズにかかわらず全面的に輸入が禁止されることになった。期間は 2005 年 12 月 31 日まで。

また、特にほかの車を牽引したり、押ししたりするために作られた、HS 8701.20.000 に分類される中古車の輸入についても、輸入が禁止された。

b. 中古バス：工業商業大臣決定第 458 号 (No.458/MPP/Kep/7/2003) にて中古バスの輸入規制について定めた。2004 年 6 月 30 日まで有効。

輸入が認められる条件は以下のとおり：

・定員が 20 人を超える (運転席を含める) 中古の公共輸送機関あるいは都市バス。

(HS コード 8702.10.910、8702.10.900、8702.90.910、8702.90.900)

・車軸記列 1.2

・車台 (シャーシ) 使用年数が 5 年以上 ~ 15 年未満

・右ハンドル車

・インドネシア排ガス基準を満たしている

・インドネシアにすでにあるメーカーのものであること

輸入取引は、国際貿易総局長より、「中古バス輸入業者」として認められた会社のみが行う。

輸入業者は、1 年間の輸入予定台数を工業商業省金属・機械・エレクトロニクス・諸産業総局へ申請しなければならない。

また、中古バスの輸入にあたっては、政府が指名するサーベイヤー (PT. Surveyor Indonesia, PT. SUCOFINDO) による船積み前検査が義務付けられる。検査の対象は、中古輸送車を含む中古機械・機器 (HS82 ~ 89、9009)。

なお、中古バスの輸入港は、ブラウン、ドゥマイ、パレンバン、タンジュンプリオク、タンジュンマス、タンジュンペラック、ポンティアナック、バンジャルマシン、マカッサルの 9 港。

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト (ジェトロ海外情報ファイル (JETRO-FILE))

## <フィリピン>

### 1. 輸入規制品目リスト

輸入規制品目と輸入許可発給機関は以下のとおり。

- (1)無水酢酸：危険薬品委員会(DDB)
- (2)コメ：国家食糧庁(NFA)
- (3)シアン化ナトリウム：環境管理局(EMB)
- (4)クロロフルオロカーボンその他のオゾン層破壊物質：環境管理局(EMB)
- (5)ペニシリンおよびその派生物：食品薬品局(BFAD)
- (6)石炭およびその派生物：エネルギー統制委員会(ERB)
- (7)カラー複写機：国家犯罪捜査局(NBI)
- (8)爆発物製造用化学薬品：フィリピン国家警察火器爆発物局(PNP - FEO)
- (9)農薬を含む殺虫剤：肥料農薬庁(FPA)
- (10)自動車および同部品：投資委員会(BOI)
- (11)トラックおよび自動車のタイヤ、チューブ(中古、全サイズ)：貿易工業省(DTI)
- (12)社会主義国(中国を除く)からの輸入品：フィリピン国際貿易公社(PITC)
- (13)軍艦：海事産業庁(MARINA)
- (14)放射性物質：フィリピン原子力研究所(PNRI)
- (15)5,000ペソを超えるフィリピン法定通貨：中央銀行(BSP)
- (16)リサイクル・再利用が可能な、金属の屑などの廃品、固形プラスチックおよび電子組み立て品：環境管理局(EMB)
- (17)塩：食品薬品局(BFAD)
- (18)ランドリー・工業用洗剤：貿易工業省(DTI)
- (19)牛乳および肉類、肉製品：農業省(DA)

### 2. 輸入禁止品目リスト

輸入禁止品目は以下のとおり。

(1)関税法第101条に規定されている以下の品目

- a.ダイナマイト、火薬、弾丸その他の爆発物、戦闘用火器および兵器並びにその部品(法律で認められている場合は除く)
- b.フィリピン政府に対する反逆、反乱、暴動、転覆や法に対する強制的抵抗を擁護または扇動する内容、または、フィリピンの人民に対して命の危険や危害を与える脅威のあるあらゆる形態の文書または印刷物
- c.わいせつまたは非道徳的な内容を含む文書、印刷物、映画フィルム、写真、彫刻、リトグラフ、オブジェ、絵画、線描画、その他表示物
- d.非合法的な中絶を行うために考案、意図、調整された器具、薬品などまたは非合法的な中絶を行う場所、方法、人に関する情報を直接的または間接的に提供する印刷物
- e.ルーレットの回転盤、ギャンブル用品一式、ギャンブルで使用される機械、器具、装置など
- f.フィリピン政府公認外の宝くじおよびその広告や一覧
- g.全部または一部を金、銀、その他貴金属で製造されたものでその正確な純度が示されていないもの
- h.食品医薬品法に違反した食品および薬品
- i.マリファナ、阿片、ケシ、コカノキの葉、ヘロインなどの精神薬物
- j.阿片吸引用のパイプおよびそのパーツ(原料は問わず)
- k.その他法律などに基づき管轄官庁から輸入が禁止されているもの

(2)古着およびぼろ

(3)おもちゃの銃

(4)フィリピン知的財産法またはその他の関連法を侵害し、輸入される商品

(5)中古車および同部品

(例外品目あり：詳細は2003年1月14日付 通商弘報記事を参照)

出所：(独)日本貿易振興機構ウェブサイト(ジェトロ海外情報ファイル(JETRO-FILE))



## <ベトナム>

「2001～2005年の輸出入政策<sup>2</sup>」に基づき輸入を禁じられている製品

表5 輸入禁止製品

	製品の種類	適用期間
1	武器、弾薬、爆発物（工業用爆発物と、政府首相が公式文書 1535-CP-KTTH、1998年12月28日で特定した軍事技術設備機器） 軍事技術設備機器	2001年～2005年の全期間
2	麻薬類	2001年～2005年の全期間
3	有毒化学物質	2001年～2005年の全期間
4	反動的・反動的な文化的道具：個人の発育や社会的秩序・安全に悪影響を与えるような子供のおもちゃ	2001年～2005年の全期間
5	花火（海上保安及び政府首相が公式文書 1535-CP-KTTH、1998年11月23日の文書で別途提示した目的を除く）	2001年～2005年の全期間
6	タバコ、葉巻の最終製品	2001年～2005年の全期間
7	以下のものに関する中古製品 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 繊維、衣類、靴、サンダル、布地</li> <li>- 電子機器</li> <li>- 冷蔵庫</li> <li>- 家庭用電気機器</li> <li>- 家具及び内装用品</li> <li>- 磁器、セラコッタ、陶磁器、ガラス製品、金属製品、樹脂、ゴム、プラスチック製品、その他のものを含む家庭用品</li> </ul> 上記製品についての特定リストについては、輸出入品目リストに従い、貿易省が提供することになっている。	2001年～2005年の全期間
8	右ハンドルの自動車（組立式自動車及びベトナムに輸入する前に右ハンドルを左ハンドルに変更した車を含む）、クレーン車、運河・排水掘削車、道路掃除車、路面放水車、ごみ収集自動車、路面舗装車、空港の乗客輸送車、倉庫や港で利用するフォークリフトトラック等、狭い場所で利用する特殊な輸送機器を除く。	2001年～2005年の全期間
9	以下の中古資源及び輸送機器 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自動車・トラクター・二輪車・三輪車の中古フレーム、タイヤ、チューブ、エンジン</li> <li>- 30CV以下の容量の中古内燃機関及びその付属機械</li> <li>- 中古エンジンに付けられたシャシ</li> <li>- 中古自転車</li> <li>- 中古二輪車・三輪車</li> <li>- 中古の救急車</li> <li>- 16座席以下の中古の乗客輸送用自動車（乗客と荷物を一つの居室で輸送するトラックを含む）</li> <li>- 5年以上使用された16座席以上の中古の乗客輸送用自動車</li> <li>- 5年以上使用された車両総重量5トン以下の輸送用トラック（乗客と荷物を一つの居室の別の部分に載せて輸送するトラックも含む）</li> </ul>	2001年～2005年の全期間
10	角閃石の種類のアスベストを含む製品	2001年～2005年の全期間
11	国家機密を守るために利用される特別の暗号機械や、暗号ソフトウェア	2001年～2005年の全期間

<sup>2</sup> Decision No. 46/2001/QĐ-TTg of April 4, 2001 on the Management of Goods Export and Import in the 2001-2005

## 再生資源に関する輸入規制

原料の生産に用いるために輸入される廃棄資源<sup>3</sup> (discarded material) に適用される環境保全規制 (天然資源環境省の2004年4月2日の決定 No 03/2004/QD-BTNMT により公布) の主な内容を以下に示す。

表6 原料の生産に用いるために輸入される廃棄資源に適用される環境保全規制の主な内容

第4条	<p><b>輸入及び輸入される廃棄資源の利用に係る原則</b></p> <p>廃棄資源の輸入と、原料の生産に用いるために輸入される廃棄資源の利用に際しては、以下の原則を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原料の生産に用いるための輸入であること。</li> <li>2. 廃棄物 (waste) の輸入のために廃棄資源の輸入を利用すること (あらゆる輸入形態に関して)。</li> <li>3. 生産に用いる廃棄資源を輸入及び利用する組織もしくは個人は、輸入された廃棄資源が引き起こす環境汚染の発生に関して自己責任を負う。</li> <li>4. ベトナムが署名もしくは同意した国際条約がこの規制と異なる規定を含む場合には、国際条約の規定を適用する。</li> </ol>
第5条	<p><b>原料の生産に用いるために輸入されることが認められている廃棄資源は</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金属及び合金類             <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 二級原料<sup>4</sup></li> <li>b) ゆったりとしたもしくは角状や棒状にプレスされていない生産工程からのスクラップ原料<sup>5</sup></li> <li>c) 以下のような最大限活用可能な資源<sup>6</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 鋼鉄製の軌道、枕木、鋼板、棒鋼、形鋼、鋼管、丸みを帯びたもの・切片・パイプの形で の鉄鋼、銅線等様々な形態。</li> <li>- 建築物、交通手段、機械、装置等の製品を解体・分解する際に発生する銑鉄、鋼鉄、銅、銅の合金、アルミニウム、アルミニウムの合金、亜鉛、亜鉛の合金、ニッケル、ニッケルの合金</li> <li>- プラスチック、ゴムないしは他の絶縁体による絶縁層を剥ぎ取ってある、電線・ケーブルの銅やアルミニウム芯</li> <li>- 電磁線 (絶縁のエナメル塗装、綿糸、紙でコーティングされた銅線)</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2. 紙もしくはダンボール類             <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 二級原料</li> <li>b) 生産工程からのスクラップ原料</li> <li>c) 使用済みの製品からリカバリーできる紙・ダンボール、紙・ダンボール等様々な形態の失敗作、廃棄資源等の最大限活用可能な資源</li> </ol> </li> <li>3. ガラス類             <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 二級原料</li> <li>b) 生産工程からのスクラップ原料</li> <li>c) 最大限活用可能な資源：使用済み製品からリカバリーされたガラス資源等</li> </ol> </li> <li>4. プラスチック類             <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 二級原料</li> <li>b) 生産工程からのスクラップ原料</li> <li>c) 最大限活用可能な資源：使用済みのミネラルウォーターもしくは純水の容器等</li> </ol> </li> </ol>
第6条	<p><b>廃棄資源の輸入にかかる条件</b></p> <p>廃棄資源を輸入する際は、事前に以下の条件を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ベトナムの国内法及びベトナムが署名または加盟している国際法において輸入が禁止されている資源、製品 (products) 及び/または商品 (goods) が混合されていないこと。</li> <li>2. 有害な不純物を含まないこと。</li> <li>3. 廃棄物が混入されていないこと。ただし、積荷及び荷下ろし、輸送の段階において当該廃棄資源に固く密着している、もしくは、それから分離された有害でない不純物は除く。</li> </ol>
第7条	<p><b>廃棄資源の輸入を行う団体及び個人にかかる条件</b></p> <p>以下の条件を全て満足する団体及び個人のみが原料の生産に用いるという目的による廃棄資源の輸入許可または委任を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 輸入された廃棄資源の保管専用の保管場所及び/またはヤードを持つこと。ただし、廃棄資源の保管段階において、当該の保管場所及び/またはヤードは環境基準を満足していること。</li> <li>2. 輸入された廃棄資源に付随している不純物を処理する能力を十分に有すること。</li> </ol>

3 廃棄資源：No 03/2004/QD-BTNMT では、生産過程・消費過程から排出された製品・資源であり、生産資源としての一定の水準を満たすものと定義 (No 03/2004/QD-BTNMT において、細かく定義している)

4 二級原料：製品の製造に必要な仕様及び/または品質を満たせなかったもので、当該製品の再製造もしくは他の製品の製造に用いるために加工処理可能なもの

5 スクラップ原料：生産工程から発生する資源 (半端物、シートの余白、削りくず、もつれた繊維、破片)

6 最大限活用可能な資源：使用済み製品・二級品・失敗作から分解され、分別され、リカバリーされた、同一の物質からなる資源

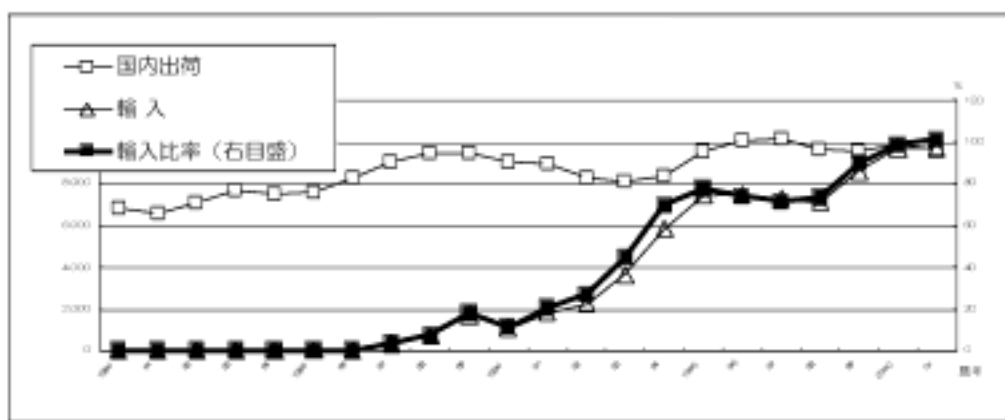
## 18 ブラウン管ガラスの再商品化の現状と課題

電子・電気機器メーカーは、ブラウン管テレビの生産拠点を海外に移転しており、国内出荷に占める輸入比率は現状100%となっている（図1）

カラーテレビ用ブラウン管メーカーも海外へ移転しており、国内の生産量は減少している。2004年には、カラーテレビ用ブラウン管の国内製造拠点が無くなる見通しである（図2、事例1、表1）

こうした状況の中、国内におけるブラウン管ガラスメーカーの生産縮小も予想されている（図3）

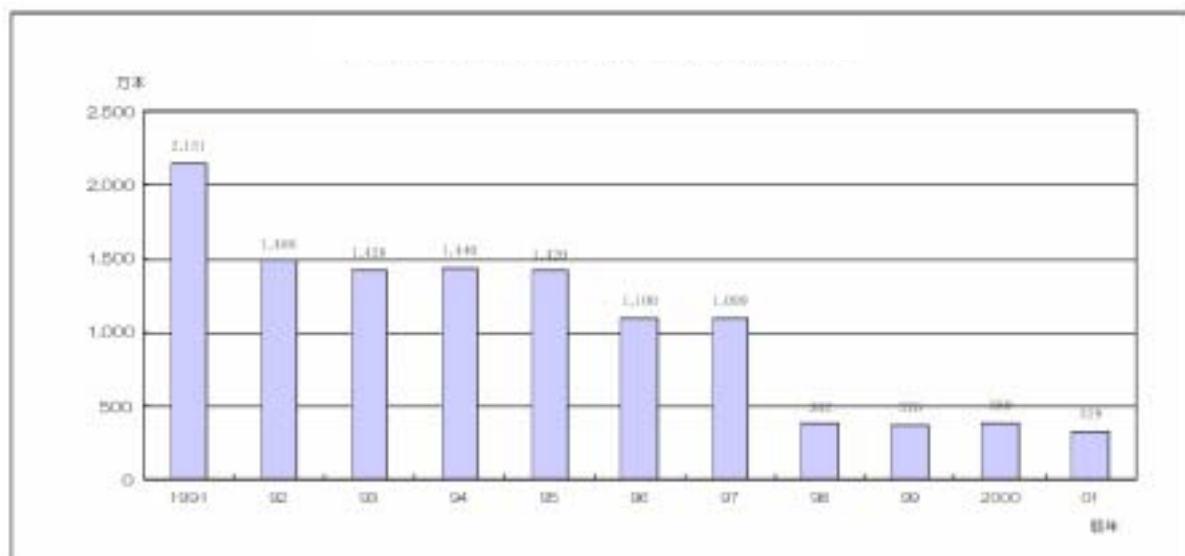
なお、平成16年5月より、電気硝子工業会及び家電製品協会が平成15年9月に作成した「リファインド（精製）CRTカレットの品質ガイドライン」に従って蛍光体等による被覆物質が除去されたブラウン管ガラスカレットは、バーゼル条約附属書IXのB2020にある“cathode-ray tubes and other activated glasses”ではないと解釈され、バーゼル国内法上の規制非対象物として整理されることになっている。



出所 輸入＝財務省貿易統計、国内出荷＝J E I T A

出所：財団法人 家電製品協会『ブラウン管ガラスの再商品化の現状と課題』、2002年11月7日、廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電等リサイクル専門委員会合同会議（第2回）資料

図1 ブラウン管カラーテレビの輸入比率推移



出所 国内生産＝経済産業省生産動態統計

出所：財団法人 家電製品協会『ブラウン管ガラスの再商品化の現状と課題』、2002年11月7日、廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電等リサイクル専門委員会合同会議（第2回）資料

図2 カラーテレビ用ブラウン管の国内生産推移（本数）

事例1 電機大手企業のブラウン管国内生産からの撤退

**松下、ブラウン管製造中止 電機大手は国内から撤退**

松下電器産業は8日、国内でのテレビ向けのブラウン管製造を来年9月末までにやめる方針を明らかにした。東芝やソニーなども既に国内生産の撤退を決めており、これで電機大手はすべてテレビ向けブラウン管の国内製造から撤退することになる。

中国や韓国メーカーとの競争の中、国内生産はコスト面で不利になることに加え、プラズマテレビや液晶テレビの普及で市場が縮小しているため。今後の国内生産は付加価値の高いプラズマテレビに特化する。

松下は現在、国内唯一のブラウン管生産拠点となる高槻工場（大阪府高槻市）で年間50万本のブラウン管を製造しているが、来年9月までに中止する。生産ラインはその後、研究や開発用にする方針。

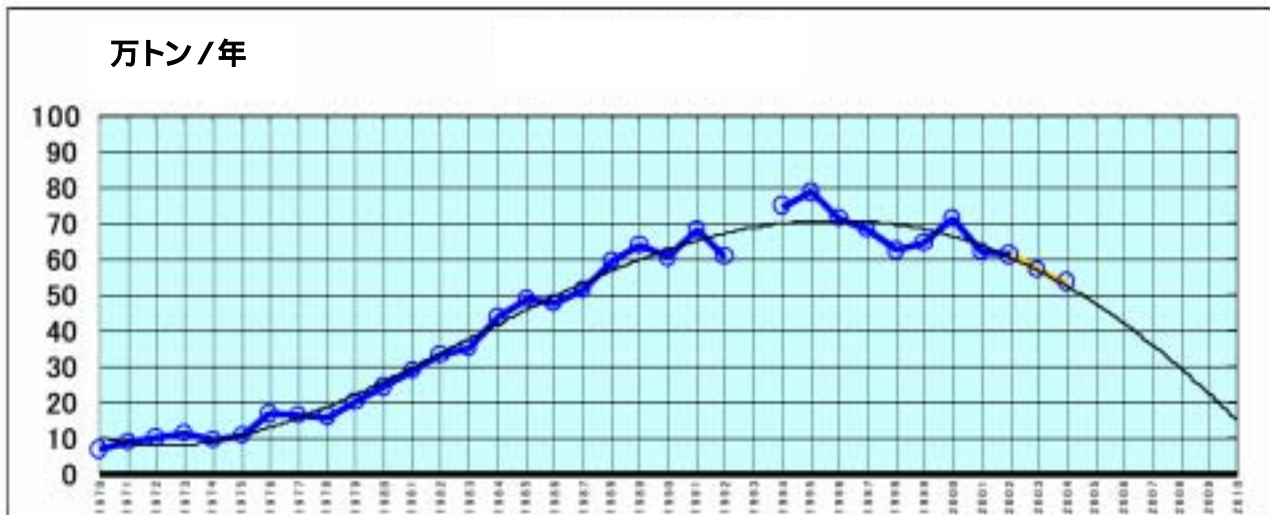
松下は東芝と今年4月にブラウン管事業を統合し、共同出資会社を設立したが、統合範囲は海外の生産拠点と国内外の営業・開発拠点。国内工場についてはそれぞれ独自に操業していて、統合していなかった。

出所：京都新聞 2003.11.08

表1 アジア諸国におけるブラウン管製造拠点の例

国名	JEMA 会員企業	現地企業法人名	操業開始	業種・事業内容
インドネシア	東芝	P.T. Toshiba Display Device Indonesia	1995年12月	カラーブラウン管製造販売
タイ	東芝	Toshiba Display Electric Industries Co.,Ltd.	1988年8月	テレビ用カラーブラウン管の製造
中国	松下電器グループ	北京・松下彩色顕像管有限公司 (Beijing・Matsushita Color CRT Co.,Ltd.)	1987年9月	カラーテレビ用ブラウン管
マレーシア	松下電器産業	Matsushita Display Device Corporation(M)Sdn.Bhd.	1990年10月	カラーブラウン管の製造

注：『2003年版JEMA会員企業海外法人一覧』よりブラウン管製造拠点を抽出  
出所：社団法人日本電機工業界、『2003年版JEMA会員企業海外法人一覧』、2003年9月



出所 電気硝子工業会（2002年以降は推定値）

出所：財団法人 家電製品協会『ブラウン管ガラスの再商品化の現状と課題』、2002年11月7日、廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電等リサイクル専門委員会合同会議（第2回）資料

図3 国内ブラウン管ガラス生産（トン）

## 19 循環資源の輸出と国内の循環資源市場の関係

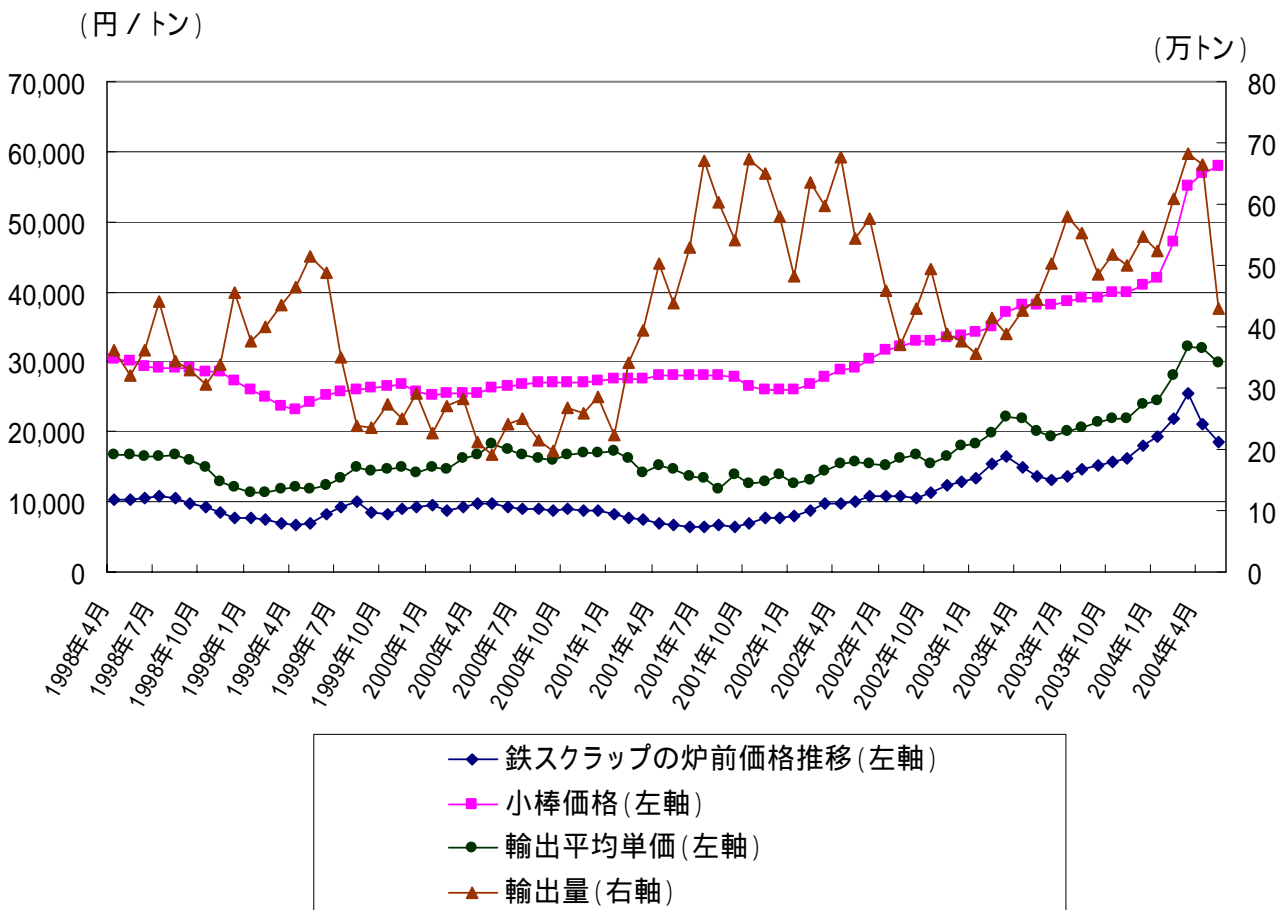
### <鉄スクラップ>

中国の鉄鋼生産・消費の構造的拡大により鉄スクラップの需要が世界的に高まっている。日本から海外への鉄スクラップ輸出量が増加している一方で、国内における鉄スクラップ価格も上昇している。原材料の調達に苦心するようになった電炉メーカーが減産を行う事例も出てきている（図1、表1）。2004年3月をピークに輸出量は減少、鉄スクラップ価格も下降傾向にある。

### <古紙>

中国向けの古紙輸出が増加した場合に、段ボールの原紙メーカーや製紙メーカー、古紙問屋が古紙の在庫を十分確保できないというケースや、取引価格が上昇して国内素材メーカーの収益を圧迫することも生じるようになってきている（表2）。

### <鉄スクラップ>



注：小棒=19mm、仲間相場、東京安価平均

鉄スクラップの炉前価格は(社)日本鉄源協会モニター価格(三地区(関東・中部・関西)のH2メーカー中値平均)

出所：鉄スクラップの炉前価格は(社)日本鉄源協会ウェブサイト、小棒価格は「鉄鋼新聞」、輸出平均単価及び輸出量は財務省「貿易統計」に基づく

図1 鉄スクラップの価格、小棒<sup>1</sup>価格、輸出価格と輸出量の推移

<sup>1</sup> 電炉の主製品

表1 新聞における鉄スクラップ需給関連記事

出所	記事の内容
<p>日本工業新聞 2004年 2月24日</p>	<p><b>東京製鉄、建築向け鋼材を大幅値上げ</b>                  独立系電炉最大手の東京製鉄は3月1日出荷分から、H型钢、熱延鋼板など建築向け鋼材でトン当たり6000～1万2000円の大幅値上げに踏み切る。上げ幅は11.1～18.5%。中国での鉄鋼原材料の需要増を背景に電炉原料のスクラップ不足が深刻化、市中価格が急騰しているため、<b>生産量も3割程度減産</b>する。トン当たり1万円を越す値上げは「30年前の第1次石油ショック以来」(安田英憲常務)で、今回の最大値上げ額1万2000円は過去最大規模とみられる。                  東京製鉄の建築向け鋼材の卸価格は、昨年秋までほとんど変化がなかったが、H型钢などを中心に値上げが少しずつ浸透、2003年12月にはH型钢のベース価格が5万円を超えた。2月は5万8000～6万4000円に5000円値上げしたばかりだが、<b>スクラップ市況を反映して一気に金額ベースで2倍以上の値上げを実施する。</b>                  (中略)                  建築材料や機械部品などに使われる市中向け鋼材は、自動車や造船などの個別取引とは異なり、鉄鋼メーカーが販売価格を設定するが、各社とも原材料高騰による逆ザヤ解消に向けて値上げに動いている。<b>高炉より小規模な普通鋼電炉は主原料に鉄スクラップを使うため、中国向けスクラップ輸出増による原料不足の直撃を受けている。</b>                  建築向け鋼材で高いシェアをもつ普通鋼電炉最大手の東鉄が大幅値上げに踏み切ることで、電炉各社はもとより、新日本製鉄など高炉大手も追随する見通しだ。</p>
<p>鉄鋼新聞 2004年 2月20日</p>	<p><b>鉄源協調査/鉄スクラップ値急上昇/過去最高の1500円高</b>                  鉄スクラップ市況は全国的に騰勢を強めており、日本鉄源協会(会長・平尾隆新日本製鉄副社長)が19日発表した2月第3週の全国鉄スクラップ市況(メーカー購入価格)では、市況動向全体の有力指標になる関東、中部、関西の主要3地区平均価格はH2=2万2300円(1トン)で前週比1500円高と急伸した。                  (中略)  <b>鉄スクラップは品不足で、メーカーでは入荷促進に購入価格を連日のように上げている。市中ヤード業者ではなお先高とみて手持ち玉の出荷は遅らせる様子もうかがえ、品不足と市況上昇に拍車がかかる格好だ。海外市況の高騰で輸出価格も上伸中。</b>                  (後略)</p>
<p>鉄鋼新聞 2004年 2月3日</p>	<p><b>大同特殊鋼 原料不足で緊急減産/特殊鋼需給、さらにひっ迫/スクラップ市況に影響も/史上初の異常事態</b>                  大同特殊鋼(社長・高山剛氏)は主原料である<b>鉄スクラップ価格の高騰に伴う入荷減</b>が続いているため、2月から粗鋼の大幅減産に踏み切る。詳細については明らかにしていないが、月2万トン、20%の減産(従来の生産量は月10万トン)になるものとみられ、3月も同規模の生産にとどまる見通しだ。特殊鋼トップの同社が大幅減産に入ることで特殊鋼需給が一段とひっ迫する一方、高騰を続けるスクラップ市況の鎮静化にもつながることが予想され、製品、原料両面へのインパクトは大きい。あふれるほどの需要がありながら原料事情により減産を余儀なくされるのは、過去に例がない異常事態だ。  <b>中国の鉄鋼生産・消費の構造的拡大により鉄スクラップ需給の世界的なひっ迫状態が常態化している。米国コンボジット価格は最高値を更新中で、米国鉄鋼業には鉄スクラップの緊急輸出規制を政府に働きかける動きが出ているほどだ。</b>                  日本国内の鉄スクラップ価格も昨年後半から急騰、同社の購入価格は2002年初と比べ1万3千円(トン当たり)この半年間だけでも7千円(同)上昇している。同社にとっては鉄スクラップ1千円(同)の上昇は年12億円の減益要因になると言われており、<b>今年度下期は厳しい経営を強いられている。</b>                  鉄スクラップ価格が高騰する中で昨年11月からは入荷も減少、従来のフル生産を続けることが難しい状況になったため、2月から<b>粗鋼の大幅減産</b>に踏み切ることにした。                  (後略)</p>

<古紙>

表2 新聞における古紙需給関連記事

出所	記事の内容
朝日新聞 2004年 3月12日	<b>古紙引っ張りだこ対中国輸出 新エネルギー供給不足の懸念も</b> 古紙の価格が急速に高まっている。環境意識の高まりで、製紙原料に古紙がどれだけ使われたかを示す利用率は昨年、初めて6割を超え、急成長をする中国への輸出も膨らんでいるためだ。将来は発電ボイラー向けの燃料としての需要も見込まれている。回収率は上がっているものの、価格が高止まりし、供給不足も懸念され始めている。
日本経済新聞 2004年 2月28日	<b>市況診断 段ボール古紙 外需旺盛で高値続く 中国向け急増なら一段高も</b> 段ボール原紙の主原料である段ボール古紙の国内価格は高値圏での動きが予想される。タイなどアジアの原料需要が旺盛で、輸出価格が高止まりするとみられるためだ。国内の大手板紙メーカーは減産を継続、高値での古紙購入を手控えているが、中国向けの輸出量が一段と増加した場合には買値の引き上げを迫られるだろう。
日本経済新聞 2003年 12月16日	<b>古紙在庫 今年最低に</b> 製紙原料となる古紙の問屋在庫が一段と減少した。指標となる関東主要古紙問屋32社の在庫率(出荷に占める在庫の割合)は11月末、前月末比1ポイント減の10%になり、今年の最低水準を更新した。アジア向けの輸出意欲が引き続き旺盛で、品薄感が続いている。
日本経済新聞 2003年 11月18日	<b>古紙在庫が減少 今年最低の11% 関東古紙問屋32社</b> 製紙原料となる古紙の問屋在庫が低下した。10月末の関東主要古紙問屋32社の在庫率(出荷に占める在庫の割合)は前月末比2ポイント減の11%になり、今年最低水準に並んだ。アジア向け輸出が堅調で、需給ひっ迫感が続いている。
日本経済新聞 2003年 7月3日	<b>値決め革命 リサイクルの波紋 3 市況揺るがず再生原料 アジア需要で存在感増す</b> (前略) 「湾岸戦争」。昨年秋以降、東京のベイエリアで繰り広げられた古紙問屋の激しい仕入れ競争を業界ではこう呼ぶ。江東区や大田区に古紙ヤードの新設が相次ぎ、都心で発生する古紙が高値で吸い寄せられた。仕向先は鉄スクラップと同様、アジアだ。 (中略) 古紙の輸出が爆発的に増えたのも2001年。輸出量は前年の4倍に達し、2002年も一段と増加した。アジアの古紙高は国内の段ボール原紙の価格交渉に影響を与え始めた。 段ボール原紙は原料の9割が古紙。原紙価格は2001年末から1年半にわたって横ばいが続いている。この間、段ボール古紙のメーカー買値(東京、問屋店頭)は70%以上上昇した。「古紙は蛇口をひねれば水が出るようにいつでも自由に買えた。」(製紙会社)時代は過去のものになりつつある。メーカーは原料高を背景に値上げを打ち出す時機をうかがう。 (後略)
日本経済新聞 2003年 6月12日	<b>新聞古紙 買値下げ 製紙大手、荷余り感が台頭</b> (前略) 関東の古紙問屋によると大手メーカーは現在、新聞古紙の購入数量を減らしている。春以降は古紙発生期になったこともあり、必要な原料在庫を十分確保しつつあるためだ。古紙需要の拡大を背景としたアジアからの引き合いも沈静化しつつあり、輸出価格と国内価格はほぼ同水準になっている。 (後略)
日本経済新聞 2003年 6月10日	<b>段ボール古紙 アジア向け価格反発</b> 板紙の原料になる段ボール古紙のアジア向け輸出価格が反発した。指標となる関東製紙原料直納商工組合(東京・台東)の6月積み価格は1キロ10.4円(組合購入、問屋店頭)と前月比0.75円(8%)高で決まった。アジア市場で競合する米国品が値上がりしたことが背景。割安感から引き合いも強い。 米国の段ボール古紙のアジア向け価格は1トン130-135ドル(運賃・保険料込み)と、5月下旬の約1週間で4-8%上昇した。同国内の製紙会社が5月中旬に積極的に古紙を調達したもようで、品薄感が強まった。これが日本品の輸出価格を下支えた。 (後略)
日本経済新聞 夕刊 2003年 4月17日	<b>再生原料の輸出急増 古紙・鉄スクラップ ... 中国で需要拡大 国内価格が上昇</b> 古紙、鉄スクラップなど、製品にリサイクルする原料の輸出が大幅に増えている。経済成長が続く中国を中心にアジアの需要が急拡大しているため、日本は有力な原料供給国に躍り出た。輸出増で国内需給はひっ迫し、取引価格が上昇。再生原料を使う国内素材メーカーの収益を圧迫するなどの影響も出てきた。(後略)

注：関連する内容のみ抽出した。特に重要な部分には下線を付してある。